

修士学位論文

中小企業会計のモデル理論分析

- ▶ 21490501 大澤 賢悟
- ▶ 名古屋商科大学大学院／会計ファイナンス研究科
- ▶ 担当教授 佐野 哲哉 教授

目次

はじめに	3
第1章 わが国の中小企業	5
第1節 わが国における中小企業の位置づけ	5
第2節 中小企業と財務会計	7
第3節 中小企業の定義	8
第2章 わが国における中小企業会計	14
第1節 2002年より前	14
第2節 2002年～2005年	15
第3節 中小企業の会計に関する指針	16
第4節 2009年～2012年	18
第5節 中小企業の会計に関する基本要領	19
第3章 諸外国における中小企業会計	22
第1節 アメリカにおける中小企業会計	22
第2節 欧州各国における中小企業会計	24
第3節 中国における中小企業会計	27
第4節 IFRS FOR SMES	29
第5節 諸外国の中小企業会計のまとめ	31
第4章 中小企業における財務会計の必要性	32
第1節 税務会計とその問題点	33
第2節 会計と中小企業の利益	34
第3節 財務会計の必要性	36
第5章 中小企業に財務会計を普及させるためには	40
第1節 経営者視点による財務会計に関する理論分析	40
第2節 中小企業の特徴から見た財務会計にかかわるプレイヤー	48
第3節 財務会計を実施させるために	50
おわりに	56

参考文献リスト 57

はじめに

本稿は、わが国の中小企業会計の必要性を論じ、中小企業経営者の財務会計に関する見解を理論的に分析することで、理論的な観点から支えたいうで、中小企業会計を普及させる方針を検討することを目的とする。

そこで初めに、わが国における中小企業について確認する。なぜならば、わが国における中小企業の数、国内総企業数の約99.7%、中小企業で働く労働者は国内総労働者数の約70%、中小企業の製造業付加価値額は製造業の国内総付加価値額の約55%となっており、中小企業がわが国の経済活動において非常に大きなウェイトを占めている。従って、中小企業が活力を持って事業活動を行うことができれば、わが国の経済に対して大きな良い影響を与えることとなる。

企業が活力を持った事業活動を計画的・継続的に行うには、企業規模にかかわらず財務会計は欠かせないと考えられる。なぜならば、企業活動では限られた資金や資産を効率的に運用することが重要であり、運用するには現在の企業が置かれた状況を正確かつ定量的に把握しなければならない。そして企業の現況を正確かつ定量的に把握する最良の方法は、「企業の経営活動の成果を映し出す鏡」といわれる財務会計による財務データに基づく情報を取得することである。つまり、財務会計による財務情報が必要となる。にもかかわらず、中小企業の多くは財務会計がなされておらず、現状は、税務会計による財務諸表のみが作成されている。しかし、税務会計の目的は公平な課税負担であり、適正な期間損益計算を目指す財務会計とは異なる財務諸表が作成されてしまうため、企業活動の成果を正確に把握することはできない。従って中小企業においても、活力ある企業活動を継続的に実施するためには財務会計による財務諸表は欠かせない。これに対して、スタートアップ企業等の小規模な企業においては財務会計を用いることは会計コストがかさむ一方、企業経営は経営者の感覚で可能であり、事業活動に対して財務会計の効果がないとの見解もある。

次に中小企業における財務会計の必要性を論じるため、わが国の中小企業会計の歴史を確認することで現状を確認する。さらに諸外国の中小企業会計を確認し比較することで、わが国の中小企業会計を多面的に把握することに利用する。その後、現状の中小企業会計の問題点を確認しつつ中小企業における財務会計の必要性を論じる。

最後に、現在の中小企業がなぜ財務会計を用いないのかを理論的に検討し、中小企業会計を普及させるために改善すべき要素について理論的な観点から分析する。そして、理論

的な分析結果と現在の社会状況を踏まえ、中小企業会計の歴史的な側面と諸外国の中小企業会計を補足情報として、中小企業会計を普及させるために、どのような方策を講じるべきかを検討する。

第1章 わが国の中小企業

本稿では中小企業においても財務会計による会計処理が必要である旨を論ずる。なぜならば、わが国にとって中小企業経営の安定は重要な課題であり、財務会計を行わなければ、企業実態を定量的に把握できないため、計画的・継続的な企業経営ができないと考えるためである。

そこで本章では、中小企業がわが国にとっていかに重要であることを認識するため、改めてわが国における中小企業の現在の位置づけを確認する。その後、中小企業と財務会計との関連性に触れる。最後に、中小企業といっても事業規模や事業形態等、様々な企業が存在する。そのため、すべての中小企業を対象とした議論を行うと論点の明確化が困難である。従って、以降の章での論点を明確にするため、本稿で論ずる際に用いる「中小企業」について定義する。

第1節 わが国における中小企業の位置づけ

わが国には個人事業者を含む企業(1次産業を含まず)が約386万社存在し、そのうち中小零細個人企業は385万社が存在し、小規模零細個人企業に限っても334万社が存在する。また、従業者総数(1次産業含まず)は約4,600万人で、そのうち中小零細個人企業の従業者数は約3,200万人、小規模零細個人企業に限っても約1,200万人が就業している。つまり、企業数では99.7%が中小零細個人企業(86.5%は小規模零細個人企業)であり(図1-1)、従業者数では中小零細個人企業の従業者数が約70%(小規模零細個人企業に限っても25.8%)を占めている(図1-2)。

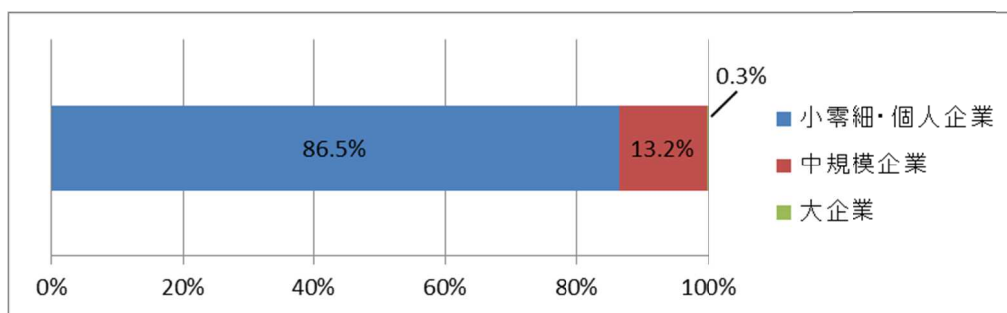


図1-1 企業規模別企業数割合¹

¹ 中小企業庁(2014b)、127頁

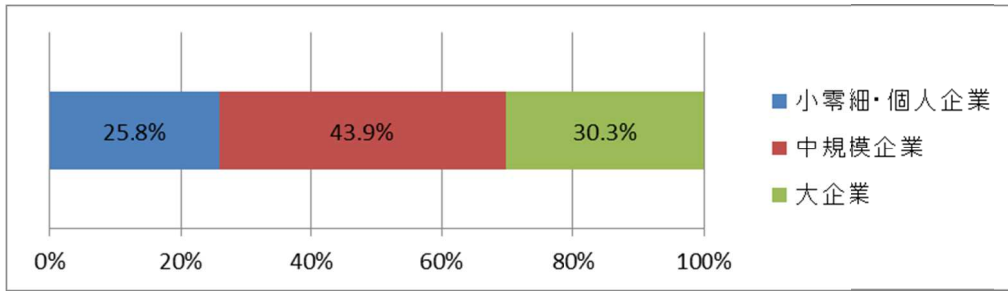


図1-2 企業規模別従業者数割合²

さらに製造業の付加価値額(図1-3)をみると従業員300人未満の企業が生産する付加価値が約55%、300人以上の企業が生産する付加価値が45%となっており、中小企業の社会における重要性が確認できる。

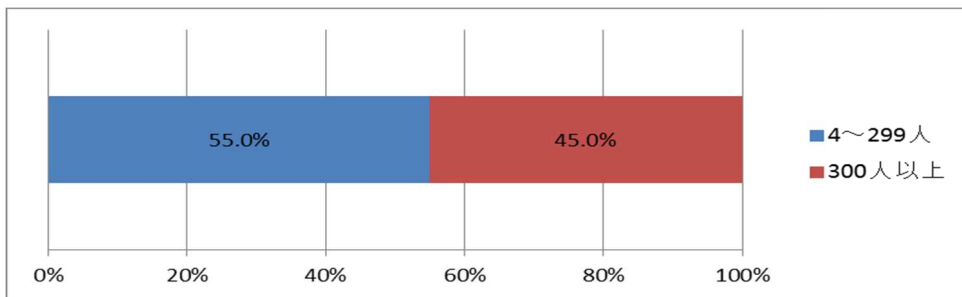


図1-3 企業規模別の製造業付加価値額³

このことから、わが国の企業について論じる際には、中小企業が非常に重要な位置を占めているがわかる。しかし、中小企業は大企業と比べて事業基盤が非常に弱い。例えば、下図1-4は企業規模別の売上高経常利益率の推移を示したグラフである。

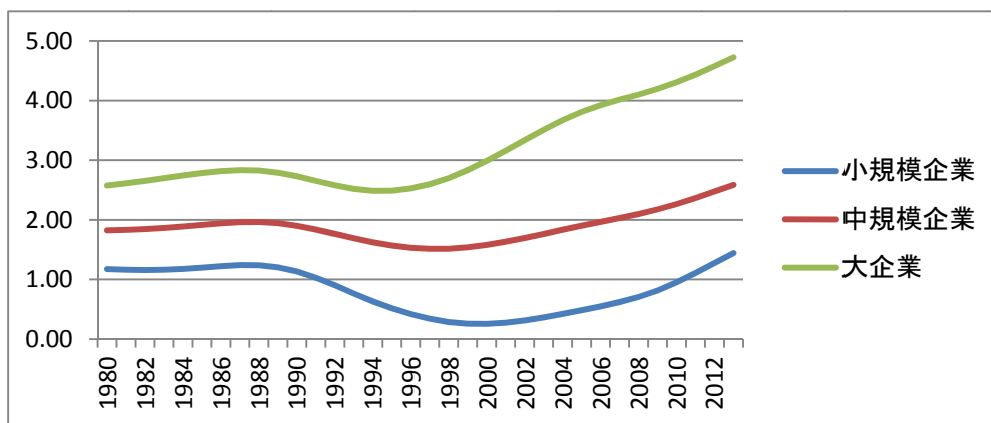


図1-4 企業規模別の売上高経常利益率(平均)の推移⁴

² 中小企業庁(2014b)、127頁。

³ 中小企業庁(2011c)、58頁

2013年の売上高経常利益率の平均を見ると、大企業が4.73%、中規模企業が2.59%、小規模企業が1.44%となっている。また、1980年以降のすべての期間を通じて、事業規模が小さくなるにつれて利益率が大幅に低下している。このことから、中小企業は事業活動に対する利益が少なく、資金に余裕が少ないことがわかる。

第2節 中小企業と財務会計

財務会計の目的は「企業外部の利害関係者に報告すること」⁵「投資家など企業外部の利害関係者等に企業の業績を伝達すること」⁶等、投資家に対する情報提供と考えられている。そのため投資家等の存在しない、または企業外部の利害関係者の少ない中小企業にとっては、財務会計の目的と企業の実態が合致しないこともあり、財務会計が十分に用いられていない⁷。

しかし、財務会計には「企業の経営活動の成果を映し出す鏡⁸」としての本質がある。つまり、財務会計の本質とは、企業の状況を適切に把握することであり、その本質から生じる目的が、社会環境の変化に伴い投資家に対する情報提供機能に至ったに過ぎない。そして、投資家に対する情報提供という目的は、経営成績の公開を通じた資金調達や経営協力を得ることによる経営強化という真の目的のための手段である。従って、投資家等の利害関係者と縁の少ない中小企業であっても、経営強化という真の目的にフォーカスすれば、財務会計を企業の健全経営のための道具として適切に用いることで、企業の経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることを期待⁹される。この点から考察するならば、財務会計は中小企業にとっても、企業経営を営む上で非常に重要なものであると考えられる。

従って、本稿では中小企業と財務会計の関係についてより深く考察し、中小企業にとって財務会計が真に必要なものであることを論じ、普及させていく方策を検討する。そのため第3節では、中小企業と財務会計の関連性を論ずるうえで、適切かつ明確な議論を行うために、本稿における「中小企業」を定義する。

⁴ 中小企業庁(2015c)、48頁。

⁵ 伊藤(2016)、42頁。

⁶ 坂本(2015)、1頁

⁷ 経済産業省(2014)、6～8頁

⁸ 伊藤(2016)、13頁。

⁹ 金融庁(2012)

第3節 中小企業の定義

一定の規模より小規模な事業者の集団が中小企業と一概にまとめられているが、その中には、すでに上場した企業から起業直後の企業まで様々な企業が含まれている。従って、中小企業と企業会計の問題を論ずる際には、すべての中小企業をまとめて論ずることは非常に困難であるといえる。そのうえで本稿は、いまだ財務会計に従った会計処理を行っておらず、税務会計に準じた財務諸表を作成している企業についての、財務会計の必要性とその普及について論ずる予定であるため、本稿で対象とされる中小企業は、中小企業という母集団のうち、ある特定の条件によって限定された集合にすぎない。従って、本稿での論点を明確にし、理解可能性を高めるためには、本稿で論ずるべき中小企業について明確な定義づけが望ましい。そのため以降では、わが国を含めた各国の中小企業の定義を確認し、一般的な中小企業に対する考え方を理解したうえで、本稿の目的を適切に論ずることが可能な中小企業の定義を行う。

1. わが国における中小企業の定義

わが国における企業規模に関する規定は様々なものがあるが、中小企業に関する主たる規定として、中小企業基本法第2条1項に中小企業の定義が、同条5項において小規模事業者が定義されている。下記の表2-1に中小企業の定義を、表2-2に小規模事業者の定義を記載する。

業種分類	資本金の額および常用労働者数(いずれかの要件を満たすもの)
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

表2-1 中小企業基本法の中小企業の定義¹⁰

¹⁰ 中小企業基本法2条1項

業種分類	使用する労働者数
商業・サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下の事業社
商業・サービス業以外	常時使用する従業員の数が20人以下の事業社

表2-2 中小企業基本法の小規模企業者の定義¹¹

また、わが国の会計の視点から見ると、中小企業を対象とする会計基準である、中小企業の会計に関する指針(以下、中小会計指針)および、中小企業の会計に関する基本要領(以下、中小会計要領)において、それぞれ利用が想定される会社が下記の通り規定されている。

- 中小会計指針¹²

指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- 会計監査人を設置する会社及びその子会社

- 中小会計要領¹³

本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定される。

- 金融商品取引法の規制の適用対象会社
- 会社法上の会計監査人設置会社

2. アメリカにおける中小企業の定義

アメリカでは、企業規模に大規模事業体と小規模事業体という二大区分が適用されており、小規模事業体がアメリカにおける中小企業を示す。中小企業について、中小企業法では「独立して所有および経営され、その属する事業分野において独占的でないもの」¹⁴と定義されており、定量的な定めはない。ただし、中小企業庁は各種支援施策を実行するに当たり、北米産業分類システムに基づいた詳細な基準を定めている。本規定は従業員数と年間売上高による基準となっており、各種事業について細分化され、規定されている。主たる基準¹⁵には、製造業や鉱業では従業員数500人、多くの非製造業は年間売上高700万ドル(約8億4,000万円)¹⁶がある。

¹¹ 中小企業基本法2条5項

¹² 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(2015)、4項。

¹³ 中小企業の会計に関する検討会(2012)、1頁。

¹⁴ 経済産業省(2010)、1頁。

¹⁵ アメリカ中小企業庁(SBA)HP <https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector-2015/10/28>アクセス

¹⁶ 2015/10/28為替レート 120円/ドル

3. 欧州各国および欧州連合における中小企業の定義

イギリスでは、イギリス政府のビジネス・イノベーション・職業技能省によると、中小企業に関する統一された定義は存在しない。ただし同省の、統計データ上では250人以下の企業を中小企業として取り扱っている事例が存在する。また2006年11月に改正された会社法によると、特定のカテゴリーに属する小規模金融機関および有限責任事業組合が小企業を対象とした特例を使用することができるように改正されており、当該小企業に該当するには下記の要件から2点以上を満たす必要があるとされている。

- 事業年度の総売り上げが650万ポンド(11億9,600万円¹⁷)以下であること
- 事業年度の総資産の合計が326万ポンド(5億9,984万円)以下であること
- 従業員数が50人以下であること

次にドイツでは、ドイツ商法典(以下、HGB)に企業規模の記載¹⁸があり、HGBには下記表2-3のように規定されている。

カテゴリー	従業員数	年間売上高	年次総資産
大規模会社	250人超	1,925万ユーロ超	3,850万ユーロ超
中規模会社	250人以下	1,925万ユーロ以下	3,850万ユーロ以下
小規模会社	50人以下	484万ユーロ以下	968万ユーロ以下

※ 3つの基準のうち少なくとも2つが2期以上続いた場合に適用

表2-3 ドイツ(HGB)の中小企業の定義

しかし、主として用いられている規定¹⁹は欧州連合による規定である。また、独自の規定として、連邦経済技術省の外郭団体、ボン中小同族企業研究所が中間階層的な事業団体という意味合いで従業者数499人以下かつ年間売上高5,000万ユーロ未満を定義しており、各種統計データ等に用いられている。

さらに、フランスにおける中小企業の定義²⁰は、2014年10月15日付法律第2014-1189号において、極小企業およびマイクロ企業の範囲が下記表2-4のように定義されている。

¹⁷ 2015/10/28為替レート 184円/ポンド

¹⁸ 中小企業庁(2010a)、8頁。

¹⁹ 経済産業省(2010)、8~9頁。

²⁰ 河崎(2015)、87頁。

カテゴリー	従業員数	年間売上高	貸借対照表合計
極小企業	50 人以下	800 万ユーロ以下	400 万ユーロ以下
マイクロ企業	10 人以下	70 万ユーロ以下	35 万ユーロ以下

※ 3つの制限のうち2つを満たす企業

表2-4 フランスの中小企業の定義

最後に、欧州連合²¹においては2003年5月6日付「零細企業および中小企業の定義に関する欧州委員会勧告」において下記表2-5の通り定められている。

カテゴリー	従業員数	年間売上高(A)	年次総資産(B)	資本関係
中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	大企業の出資比率が 25%以下
小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
零細企業	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	

※ 上記(A)(B)のいずれかを満たす企業

表 2-5 欧州連合の中小企業の定義²²

4. IFRSにおける中小企業の定義²³

IFRSでは中小企業向け国際財務報告基準の第1章で、下記(a)および(b)を共に満たす企業を中小企業と定義している。

(a) 公的説明責任を有さない

(b) 外部利用者に一般目的財務諸表を公表している

公的説明責任とは上場企業等の有する責任であり、外部利用者の例には、事業経営に関与していない事業主、現在の及び潜在的な債権者、並びに格付機関が含まれる。

5. 中国における中小企業の定義²⁴

中国では、国家統計局が2003年2月19日に交付した「中小企業標準暫定施行規定」において、業種別に中小企業および小型企業の定義が定められている。また中国における企業は、企業会計を論ずる際には大中企業と小企業に区分されている。従って、一般的にわが国における中小企業と同程度の企業を想定する場合には小企業が該当すると考えられる。下記表2-4には、小企業の定義を記載する。

²¹ EU SME Centre(2005)

²² 200万ユーロ ≒ 2億6,500万円 2015/10/28為替レート 132.7円/ユーロ

²³ IFRS for SMEs in Japanese

²⁴ 経済産業省(2010)、439頁。

	従業員数(人)	売上高(万元)	総資産(万元)
工業	300	3,000	4,000
建設業	600	3,000	4,000
卸売業	100	3,000	
小売業	100	1,000	
交通運輸業	500	3,000	
郵政業	400	3,000	
宿泊及び飲食業	400	3,000	

※ 上記記載の要素のうちいずれかの値を満たす(未満)ことで小企業に該当

表2-4 中国の小企業の定義²⁵

6. 本稿における中小企業の定義

本節で確認した通り、諸外国における中小企業の定義は多岐にわたっているが、IFRSを除き売上高、総資産、従業員数を基準とした、定量的な基準で規定されている。また、中小企業という枠組みには比較的大きな企業までを想定している。

これに対して、本稿における議論は主として財務会計を行っていない企業を想定している。このような企業を対象とする場合、どのような規模の企業であれば財務会計を用いていないかが明確でなく、企業規模で定量的に区別することが困難であることが想定できる。これに対して、IFRSの基準は「IFRS for SMEs」の対象企業を想定していることから、財務諸表に準じた会計処理を実施していない企業を対象とする本稿と方向性を同じくする。また、中小会計指針、中小会計要領においても、対象とする企業が財務会計を用いてほしい企業を対象としていることから、定量的な基準ではない。従って、本稿では中小会計指針、中小会計要領の規定を踏まえ、IFRSの規定を参考に下記の①および②を共に満たす企業を中小企業として定義を行い、以降、中小企業と会計の関連性について論ずる。

① 公的説明責任のない企業、ただし近日中に公的説明責任を有する予定である企業を除く

② 外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する必要の生じる企業

上記規定につき詳解すると、①は主に上場企業を除外している。上場企業は、金融商品取引法の下で財務諸表の公表について厳格に運用されており、財務会計に準じた財務諸表が当然に作成されていることから、財務諸表の必要性に関する議論の対象とはならない。なお、本来株式会社であれば同様に会社法440条第1項により貸借対照表の公告が義務付けられているが、この規定についてはわが国では適法に運用がなされていない状況であり、

²⁵ 1,000万元 ≒ 1億8,900万円 2015/10/28 為替レート 18.9円/元

①の除外対象としていない。また、①についてはこのような理由から、近いうちに公開を予定している企業や、利害関係者に対して継続的な財務諸表の提供が現実的に義務付けられているような企業も除外する。また、経営者と所有者が異なる企業についても除外する。経営者と所有者が異なる企業である場合、経営者は所有者に対して何らかの説明責任を有しており、俗人的な関係に基づく経営者と所有者との関係を除けば、今日において経営における説明責任を果たす最も有効な手段は財務会計に準じた財務諸表であるためである。

次に②については、当代のみで事業の廃業を予定(継続企業の公準に該当しない)しており、かつ外部の利害関係者に財務諸表の提供の必要性が生じない企業(例えば、外部からの融資等を一切予定していない企業)を除外している。このような企業においても経営状況の把握の点からは財務会計に準じた財務諸表を利用する余地はあるものの、他者との関係性において財務諸表の必要性がないことから、その関心は低く、また外部的に対策が困難な企業でもある。そのため、このような企業を踏まえると議論が複雑になることから、本稿では除外している。

第2章 わが国における中小企業会計

第1章ではわが国の中小企業の環境について触れた後、わが国および諸外国の中小企業の定義を確認し重要性を確認するとともに、本稿で財務会計について論ずる対象とすべき中小企業とはどのような企業であるかを定義づけた。本稿の目的である財務会計に準じた中小企業会計の必要性を論ずるためには、中小企業の会計に関して現状分析を行い現状把握がなされなければならない。従って、第2章ではわが国の中小企業会計に関する現状分析を行う。

第1節 2002年より前

現在、計算書類の作成にあたっては、上場企業は金融商品取引法等により適用すべき会計基準が明確化されているが、非上場企業は、会社法・会社法施行規則・会社計算規則に定められているものを除くと、会社法431条「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」に従うこととなっている。しかし、2001年以前は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」について明確に示されておらず、明確な定めがないまま運用されていた²⁶。

そのような中、2001年以前に公表された中小企業向けの会計基準²⁷を確認すると、昭和24年に経済安定本部企業会計制度対策調査会から公表された「中小企業簿記要領」、昭和28年に中小企業庁から公表された「中小会社経営簿記要領」がある。当時の会計帳簿上では軍需資金散布の結果、不透明な勘定の乱用が問題となっており、これらの要領の最大の目的は一定の基準に従った会計帳簿の作成と、それに伴う自己申告による課税の合理化²⁸であった。従って上記の2つの要領はともに、正確な会計帳簿を作成する際の指針としての役割を果たしていたものの「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するものではなかった。

1. 中小企業簿記要領の概要²⁹

中小企業簿記要領においては、財務諸表等の決算諸表を作成可能な体系的な帳簿組織であり、その記入にあたっては証憑等の検証可能な原始記録に基づくものとされる。ただ

²⁶ 伊藤(2016)、83頁。

²⁷ 中小企業庁(2014)、5頁。

²⁸ 堂野崎(2007)、58頁。

²⁹ 堂野崎(2007)、59頁。

し、記帳者が複式簿記の知識なくしても容易に記帳できるよう、営業取引に伴う仕訳と総勘定元帳への転記を省略し、伝票から直接各帳簿に転記を行う。また、現金出納帳を中心とした帳簿間の連携をとり、現金収支を基礎として記帳の照合試算を可能とする。ただし、税務当局からは法人企業の使用は禁止された。

2. 中小会社経営簿記要領の概要³⁰

中小会社経営簿記要領では、「中小企業簿記要領」と異なり、法人企業も対象としており、対象となる中小企業の特徴が次の通り明記されている。

- ① 個人的色彩が濃い
- ② 会社の一部の役員が事実上その会社を支配している傾向が強い
- ③ 経理担当者が少人数に限られる
- ④ 専門的な経理知識が不足している

上記のような中小企業は経理係数より「勘」を頼りにする傾向があるため、経理係数の重要性を説き、簿記の必要性を訴えることで、合理化・経営の改善を目指している。「中小企業簿記要領」と異なり、簿記処理方法の種類を業態別に分けており、仕訳および総勘定元帳の作成を行う。

第2節 2002年～2005年

2002年の商法改正に伴い会社法の計算規則が法律から省令に移管することとなったため、国際会計基準との調和を進めていく過程で、国際会計基準とのコンバージェンスが中小企業会計に反映される等、中小企業会計に悪影響を及ぼすことが懸念された³¹。そのため商法改正に合わせて、衆参両院にて「中小企業に過重な負担を課すことがないよう必要な措置をとる」旨の附帯決議がなされた。

その結果、中小企業庁は付帯決議に則す形で、「中小企業の会計に関する研究会」を発足させた。本研究会の特徴として、中小企業における企業会計慣行の明確化を目指すものの、会計基準について、シングルスタンダード(すべての企業において統一された規範の採用)とダブルスタンダード(大企業と中小企業とで異なる規範を採用)のいずれかで会計基

³⁰ 堂野崎(2007)、60頁。

³¹ 品川(2010)、164頁。

準を定めるかを明確にしておらず、双方の見解を踏まえた表現となっている。

「中小企業の会計に関する研究会」は、2002年6月、「中小企業の会計に関する研究会報告書(以下、中小会計報告書)」の公表に至った。なお、この中小会計報告書は中小企業会計に対し網羅的かつ体系的な指針にとどまり、具体的な会計処理の指針については実務を担当する税理士および公認会計士の各団体にゆだねられた。

これを受け、日本税理士会連合会(以下、日税連)では「中小会社会計基準研究会」を、日本公認会計士協会(以下、会計士協会)では「会計制度委員会」が設置され、各々が独自の草案をまとめた。その結果、日税連は「中小会社会計基準」を公表し会員税理士の業務の指針とした。中小会社会計基準は中小会社に限定した基準であり、ダブルスタンダードの立場に立った基準である。これに対し会計士協会は、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告書(以下、中小会社報告書)」を公表する。中小会社報告書では原則として「会計基準は、会社の規模に関係なく一つ」とされ、中小企業については例外時には簡便法を許容するものとするシングルスタンダードの立場に立った基準である。従って、商法改正に伴う中小企業会計に関する会計基準が団体ごとにことなり、3種類の会計基準が公表されてしまったことで、新たな混乱の原因となった。その結果、3つの会計基準の統一の必要性が指摘されたため、2005年8月、日税連、会計士協会、日本商工会議所、ASBJの4団体によって「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」が設定された。

第3節 中小企業の会計に関する指針

1. 中小企業の会計に関する指針の特徴³²

中小会計指針は、中小企業の計算書類の適正性を向上し、一定の水準を確保するために公表された。その基本的な考え方は、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべき」であり、シングルスタンダードの見解に立って作成されている。従って中小会計指針は、設定後もASBJによる会計基準の設定および改正に合わせて改正される。このような中小会計指針の目的は総論において記載されており要約すると下記のとおりである³³。

- i. 中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を

³² 品川(2010)、165頁。

³³ 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(2015)より要約

示すもの

- ii. 中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当。

目的のうち、i は中小会計指針以前の3つの会計基準を統一する形で、これまで問題を抱えていた中小企業に係る「一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行」を示している。

ii では2005年7月に公布された新会社法による会計参与制度の導入との関連が重視されている。従来の中小企業の計算書類は、中小企業の特徴³⁴から適正性に疑問が持たれており、外部監査の導入が模索されてきた。しかし、外部監査の導入は中小企業にとって費用負担が大きく、公認会計士の絶対数が不足している。そこで、中小企業の計算書類の適正性を高めることを目的として新会社法では会計参与制度が導入されることとなり、中小会計指針でも重要な要素として導入された。

2. 中小企業の会計に関する指針の問題点

中小会計指針は企業会計原則を簡略化したものであるため、内容が中小企業経営者にとっては、高度かつ複雑であり、理解が困難である³⁵。また、企業会計原則をベースとしているため、企業会計原則の改定に合わせて中小会計指針が改定される。つまり、企業会計原則とIFRSとのコンバージェンスが企業会計原則を通じて、中小企業会計に影響を与えてしまうため、中小企業の会計に関する研究会の基本目的と合致していない。さらに、グローバルな事業展開を必要としていない中小企業も多く、多くの場合、中小企業の実態に即していない。

これらの原因は中小会計指針そのものの基本方針にある。中小会計指針ではすべての企業に同一の会計処理を適用することとし、唯一の例外は「コスト・ベネフィット」の観点から必要に応じて簡便な会計処理や税法基準の適用が認められている。しかし、簡便法の適用は中小会計指針との差異が少ない結果となる場合においてのみ³⁶認められているため、実質的には簡便な処理が認められているとは言えない。従って中小企業にとっては、いくら平易な表現に改める等の改善³⁷を行ったとしても、利用の困難さ等は改善されたと

³⁴ 間下(2006)、70頁。

1. 所有者管理の会社である 2. 内部統制機構がないもしくは信頼性が低い 3. 従業員が限られた会計知識しかない

³⁵ 河崎(2011d)、40頁。

³⁶ 河崎(2011d)、42頁。

³⁷ 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(2015)、2頁。

はいえ、その利用率は極めて低い³⁸ものとなった。

第4節 2009年～2012年

2節で述べた通り、わが国における中小企業会計における「一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行」は中小会計指針として一つにまとめたものの、その利用状況は芳しいものではなかった。その要因の一つに企業会計原則のIFRSとのコンバージェンスがある。中小会計指針の策定後、企業会計原則のIFRSへのコンバージェンスがますます進むと、中小会計指針はその影響を受けIFRSにより近づくこととなった。その結果、扱いの困難であった中小会計指針は、ますます中小企業の企業実態と乖離が進んでしまった。さらに、このような背景のなかで、IASBから「IFRS for SMEs」が公表されたため、中小企業会計へのIFRSの影響がより懸念されることとなった。

このような流れにより、わが国の中小企業会計のあり方を論じる中で、IFRSとのコンバージェンスの影響から区別された、中小企業の企業実態に即した中小企業のための会計基準の必要性がますます高まることとなる。そのため、2009年12月に日本商工会議所は「非上場の企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会」の公表に至る。その後、中小企業庁が2010年2月に「中小企業の会計に関する研究会」を、企業会計基準委員会が2010年3月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」をそれぞれ設置した。研究会・懇談会での議論を経た結果、企業会計基準委員会は2010年8月30日に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を、中小企業庁は2010年9月30日に、「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」の公表に至った。

これらの報告書は、個々に多少の差異はあるものの、いずれも中小企業の実態に即した会計基準を必要としており、さらにその会計基準は、会社法431条「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を満たすものでなければならないとしている。ただし、いずれの報告書においても作成の過程において下記の要件を満たす必要があると述べている。

- ① 中小会計指針と異なる新たな基準の作成
- ② ボトムアップアプローチによる作成

これは中小会計指針と中小企業の企業実態が大きく乖離していることやその複雑性が

³⁸ 調査会社によってその数値に大きなばらつきがあるが、平成24年度中小企業における会計の実態調査事業報告書（帝国データバンク調べ）においては中小会計指針に完全準拠している企業は4.4%となっている。

ら、中小企業において中小会計指針が用いられない結果となり、中小企業の財務諸表には、中小企業の経済実態が適切に反映されていない問題に対応するためだと考えられる。また、報告書では新たに作成する会計基準は平易な表現を用い、経営者の理解可能性を高める必要性に触れており、中小会計指針の利用率の低さは内容だけではなく表記にも問題があると考えている。

その後、2011年2月、先の報告書を受ける形で金融庁と中小企業庁が共同事務局となって「中小企業の会計に関する検討会」（以下、中小会計検討会）を設置した。中小会計検討会は先の報告書を重視し経営者の理解可能性が高く税法基準に考慮したうえで「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を満たす会計基準の検討を開始した³⁹。その結果、中小会計検討会より2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」が公表されるに至った。

第5節 中小企業の会計に関する基本要領

1. 中小企業の会計に関する基本要領の特徴

中小会計要領は、中小企業に対する「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を満たす会計基準でありつつも、中小企業の実態に合わせた会計基準とするため、企業会計原則および中小会計指針とは異なるものとして、ボトムアップアプローチで作成された。このような中小会計要領の目的が総論に記載⁴⁰されており要約すると下記のとおりである。

- i 多様な中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するもの
- ii 中小会計指針と比べて小規模企業の実態に即した下記の簡便な会計処理を提示
 - ・ 理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
 - ・ 中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
 - ・ 会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
 - ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

i では改めて多様な中小企業を対象とした「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当していることを明示している。そしてii では、中小会計指針とは異なり小規模ないし非上場企業を想定した簡便な会計基準であることを明示している。

³⁹ 中小企業の会計に関する検討会 第1回ワーキンググループ 議事要旨

⁴⁰ 中小企業庁「中小企業の会計に関する基本要領」平成24年2月1日版より要約

このことはさらに総論を確認していくとより明確になる。その中でも注目すべき重要な点が2つある。1つ目はIFRSの影響を受けないこと、2つ目は記帳の重要性をあげていることである。これは、中小会計要領の対象企業(1章3節に記載)が単に非上場というだけでなく、非常に小規模な企業も対象としているためである。そのため、会計の最低条件である記帳の必要性を述べるとともに、会計処理のための基準をIFRSとのコンバージェンスと切り離すことで長期安定した基準とした。これは、中小企業の企業実態を鑑みた結果、中小企業の会計目的が情報提供機能よりも利害調整機能に重きが置かれている⁴¹ことも要因の一つと考えられる。

2. 中小企業の会計に関する要領の問題点

中小会計要領の公表に伴う問題には、大きく下記の3つが考えられる。

- ① 中小会計指針と中小会計要領の併存に伴う実務上の混乱
- ② 中小会計指針から中小会計要領へ会計基準を変更することで適切な情報提供がなされなくなる
- ③ 中小企業の利用率をいかに増加させるか

中小企業会計に関する会計基準は、2002年頃から約10年かけて紆余曲折を経た結果、①に示す中小会計指針と中小会計要領の2つの会計基準が併存することとなった。これらはともに建前上はすべての中小企業を適用対象としている。そのため、かつて3つの会計基準が併存した際と同様に、中小会計指針と中小会計要領の併存による実務の混乱の可能性はある。しかし現状では、中小会計指針と中小会計要領は低い利用率のためか、大きな混乱もなく棲み分けがなされている。その理由としては下記にあげる項目等の相違⁴²によるものと考えられ、各々の事業規模に応じた使い分けがなされていると考えられる。

- ・ 会計基準の作成アプローチの相違
- ・ 会計基準の会計目的の相違
- ・ 会計基準の設定に当たり想定した企業規模の相違
- ・ 計算書類の作成負担の考量

次に②の問題は、中小会計要領という平易であるが一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行が公表されたことで、従来、中小会計指針に沿った財務諸表を作成していた

⁴¹ 万代(2012)、1378頁。

⁴² 万代(2012)、1382頁。

企業が、平易な中小会計要領に会計基準を変更してしまうことで、適切な情報提供がなされなくなる可能性である。しかし、これは中小会計指針と中小会計要領の棲み分けの点を考慮すれば、その会計目的の違いから適切に選択されるよう収斂していくと予想される。なぜなら併存したうえで、中小会計指針に準じた財務諸表の作成を必要とする企業は、国際的な資金調達を将来的に予定する可能性のある企業等、一定の企業に限定される。このような企業は企業規模も一定規模に達しており、平易であるという理由で中小会計要領を選択することは投資対象とされなかったり、公開情報の曖昧さからより多くのリターンを求められるなど、企業活動にとって大きなマイナスとなる可能性が高いためである。

最後の③の問題こそが中小会計要領にとって最大の問題であると考えられる。中小会計要領はスタートアップ企業のような小さな企業まで見込んだうえで、平易さを十分に斟酌して作成された「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を満たす会計基準である。つまり、現状考えられる中小企業に適応可能な最も簡易な会計基準である。にもかかわらず、2014年末において中小会計要領を認知している経営者は図2-1に示す通り、24.4%しかおらず、その内、中小会計要領の導入実態を把握している経営者は31.2%しかいない。つまり、理解して利用している経営者は全体の8%未満⁴³しかいないこととなり、十分に利用されていない状況である。従って、認知度と利用率の向上が重要な課題といえる。

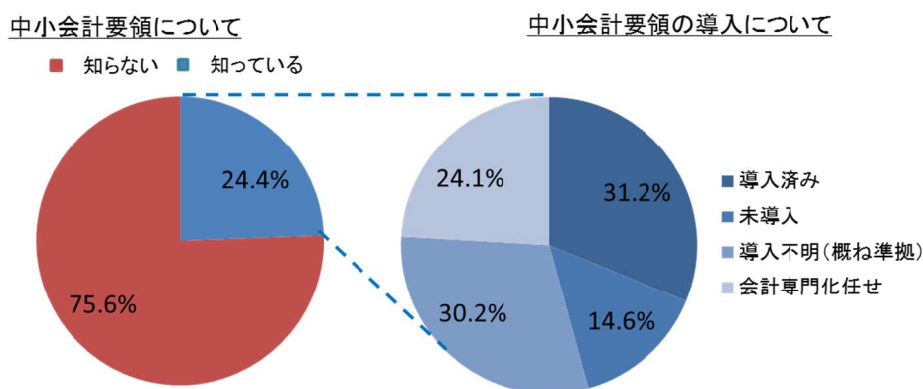


図 2-1 中小会計要領の認知度と導入実態⁴⁴

⁴³ 認知度24.4% × 認知かつ導入31.2% ÷ 7.6%

⁴⁴ 経済産業省(2014)、6~8頁。

第3章 諸外国における中小企業会計

第2章では、中小企業会計について論ずるため、わが国の中小企業会計の分析を実施した。そこで3章では、視点を変えて諸外国における中小企業会計の状況について確認する。なぜなら、諸外国の中小企業会計を確認し比較することは、わが国の中小企業会計について論ずる上で、制度を多面的に考察するための材料を得ることにつながるためである。従って、第3章では主要な国々の中小企業会計を確認する。

第1節 アメリカにおける中小企業会計

アメリカには、現時点では明示的に政府が公開する中小企業向けの会計ルールは存在せず、中小企業会計は会計慣行をもとに実施されている。そのため中小企業会計では、FASBが公表する「アメリカ会計基準(以下、US-GAAP)」もしくは「その他の会計基準(以下、OCBOA)」が適用されている実態となっている。そしてOCBOAについては、アメリカ公認会計士協会(以下、AICPA)が手引書を公表しており、この手引書が事実上の会計基準として運用されている⁴⁵。

このようなアメリカにおいて中小企業会計に関する議論が本格的に開始されたのは、2006年6月であり、アメリカ財務会計基準審議会(以下、FASB)とAICPAは非上場企業財務報告委員会(以下、PCFRC)を合同で発足した。PCFRCの使命⁴⁶は、非上場企業のための会計基準の設定に関連する論点についてFASBに提案を行い、会計基準を設定することで、非上場企業の日常業務にどのような影響を与えるのかに着目することであった。しかしPCFRCには、FASBが数年間プロセスに完全な参加を行っておらず、さらに、その議論では非上場企業の関係者の利害を代表しないまま行われる等、活動が十分ではなかった。そのため、非上場企業のためのフレームワークの開発に至ることができなかった。

このような教訓を踏まえ2010年、FASBの母体組織である財務会計財団(以下、FAF)はAICPA、全米州政府会計審議会連合会(以下、NASBA)と共同で、非上場企業のための会計基準設定に関するブルーリボンパネル(以下、SME・BRP)を設置した。SME・BRPの責務は、非上場企業の財務諸表利用者のニーズを調査し、どのような会計基準であればニーズを満たすのかをFAF評議員会に提案することであった。同時期、FASBは、非上場企業のための

⁴⁵ 河崎(2015)、12頁。

⁴⁶ 川西(2011a)、35頁。

会計基準設定プロセスを改善するための追加的な様々な施策を実施した。例えば、非上場企業のための会計基準が上場企業のための会計基準と異なることが正当化されるか否か、また正当化されるのはいかなる場合であるかを、識別するためのフレームワークの開発の着手である。そして、2011年1月、SME・BRPはFAFの評議委員会に対して、非公開会社会計基準改善審議会設立の提案を記した報告書を提出した。この報告書では、非上場企業のために、アメリカ会計基準に対する例外又は修正を行うための、FAF監督下に置かれた、新しい別個の権威ある会計基準を設定する主体の設立が提案されている。

これを受け、2011年3月、FAFは非上場企業の会計基準設定のあり方を検討するためのワーキンググループを発足させる。ワーキンググループでは、非上場企業の財務諸表利用者等からのインプットを受けたり、財務諸表のレビュー等を繰り返し、SME・BRPの非上場企業のために別個の会計基準設定主体を設立することを支持した。その後、FAFは2011年10月、非上場企業の会計基準を改善する計画を提出し、非上場企業会計基準改善会議（以下、PCSIC）の設置についてコメント募集を行った。PCSICは、非上場企業の財務諸表利用者のニーズに対応するため、アメリカ会計基準に例外又は修正を設けることを議論する場である。しかしこのコメントに対し、回答者の約63%が反対の見解を示すこととなる。最大の反対理由は、独立した別個の会計基準を策定すべきとの意見であった⁴⁷。

この結果を踏まえFAF評議委員会は、2012年5月、非上場企業評議員会（以下、PCC）を設立する。PCCは2012年7月、非上場企業的意思決定フレームワーク（以下、PCDMF）を公表し、コメントを募集する。そして、2013年4月に改訂版を、2013年12月に確定版を公表した。このガイドは、FASBおよびPCCがUS-GAAPのもとで非公開の中小企業が外部報告を行うときの指針となるものであり、今後は当該指針に基づいて中小企業向けにUS-GAAPの簡素化が可能であるか否かの判断がなされることとなる。

同時期の2012年5月、AICPAは新しい独立した会計基準の策定を進めていることを公表する。そして、2012年11月、中小企業の財務報告フレームワークの提案（以下、FRF for SMEs）を公表した。

1. FRF for SMEsの特徴

FRF for SMEsはカナダ勅許会計士協会（以下、CICA）のCICAハンドブックの内容のうち、

⁴⁷ 櫛部（2015）、89頁。

アメリカ企業向けに必要な部分の改定を行い作成された。FRF for SMEsはUS-GAAPに基づく財務諸表の作成が義務付けられていない場合に、汎用的な用途の財務諸表の作成と財務諸表の外部的な利用にとって適切な基準となるものである。従来は、US-GAAPが義務付けられない場合の財務諸表はOCBOAが用いられていたが、OCBOAを設定する権威ある機関がないことから、FRF for SMEsの策定はAICPAがOCBOAの公式ルール化を狙う目的があったと推定されている⁴⁸。

またAICPAは、FRF for SMEsはPCDMFと「会計基準の策定目的が異なるものであり対立するものではない」旨を強調している。AICPAの見解によれば、FRF for SMEsの適用が想定されている企業は、US-GAAPに準拠する財務諸表を作成する必要がなく、また義務付けられていない企業である。それらの企業は一般的に小規模であり、非上場企業であり、高度に専門化した事業を行っておらず、所有と経営が一体化している。また、高度な会計スタッフはおらず、外部の専門家に会計業務を依存している。これに対し、PCDMFが適用される企業は、US-GAAPに準拠する財務諸表の作成義務はないものの、金融機関等の要請によりUS-GAAPを適用する機会のある、規模が一定以上の中規模企業である。このため、FRF for SMEsとPCDMFは対象となる企業の規模が異なることから、棲み分けられるものであり対立しないとしている。この構造はわが国における中小会計指針と中小会計要領と類似の状況であると考えられる。

第2節 欧州各国における中小企業会計

欧州各国における中小企業会計については以下でイギリス、ドイツ、フランスについて論ずる。

1. イギリスにおける中小企業会計^{49 50}

イギリスは世界の主要国に先駆けて1997年に「小規模企業に対する財務報告基準書(以下、FRSSE)」として、中小企業会計基準が公表され、以降、イギリスの中小企業における「一般に認められた会計実務(以下、UK-GAAP)」として採用されることとなった。しかし、2005年以降、EUの承認を受けたIFRS(以降、EU版IFRS)の適用が義務付けられた結果、UK-GAAPとEU版IFRSが共存することとなった。その後、この問題を解消するため財務報告協

⁴⁸ 河崎(2015)、116頁。

⁴⁹ 河崎(2015)、93頁。

⁵⁰ 河崎他・研究グループ(2011)、93頁。

議会(以下、FRC)と会計基準審議会(以下、ASB)がUK-GAAPとEU版IFRSのコンバージェンスを行うため議論を重ねたものの、UK-GAAPをEU版IFRSにコンバージェンスすることは最適ではないとの結論に達した。その大きな理由は、下記の2点である。

- UK-GAAPに膨大な改定が必要なこと、
- 公的説明責任を有さない企業に向けた会計基準が必要であること

その後、FRCとASBを中心とする審議が行われ、2009年8月、諮問資料「方針提案：イギリス会計基準の将来」が公表され、翌年には2010年10月に公開草案第43号「財務報告基準の適用」および公開草案第44号「中規模企業に対する財務報告基準(以下、FRSME)」が公表された。公開草案第43号では下図3-1のように公的説明責任の有無および企業規模をもって適用される会計基準が異なっている。

会計基準	適用企業
EU 版 IFRS	公的説明責任を負う企業
FRSME	公的説明責任を負わない企業
FRSSE	公的説明責任を負わない小企業(1章3節3)

図3-1 公開草案第43号で提案された会計基準と適用企業

FRSMEはIFRS for SMEsを基礎にしているものの完全に採択したものではなく、イギリスの会社法・税法等との調整が図られており、さらに、EU版IFRSとの一貫性を考慮した修正が加えられていた。そして、2012年1月に公開草案第48号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」が公表された。公開草案第48号は、第44号の特徴を引き継いだものであり、さらなる改定の後、2013年3月、FRS第102号「連合王国およびアイルランドにおいて適用される財務報告基準」として公表された。このような改定を経て、UK-GAAPは大きく変化する。FRSSEは旧FRSと改定によって撤廃となった会計基準SSAPの簡易版であったため、新たな規定に合わせる形で同時に改定されることとなった。なお、第43号で提案された公的説明責任の有無(図3-1)については第48号と同時に公表された第46号を通じて撤回されることとなり、FRSSEの適用については、公的説明責任の有無は問われることなく、企業規模のみで判断されることとなった。これらの改定については2015年1月1日以降の会計年度で適用されている。

2. ドイツにおける中小企業会計

ドイツで採用されている会計基準は、HGB(ドイツ商法典)もしくはEU版IFRSであり、会

計基準の適用基準は上場の有無、個別・連結財務諸表の違いおよび企業規模にて判定され、中小企業にはHGBが適用される。従って、わが国における中小会計指針、中小会計要領のように、明示的な政府の公開する中小企業向けの会計基準は存在しない。ただし、HGBを純粹に適用することは中小企業には多大な負担となるため、会計責任の範囲、外部監査を受ける義務等について各種の軽減措置が取られている。

そのようなドイツにおいて、中小企業の会計基準に対する影響としては、2009年5月に施行された会計法現代化法(以下、BilMoG)があり、その主たる目的は下記のとおりとなっている。

- I. 中小企業は記帳費用と貸借対照表作成の費用負担が軽減されること
- II. IFRSに対して同等かつより簡素で費用のかからない代替的な基準を持続的に提示すること

従って、BilMoGではIFRS for SMEsを受け入れる代わりに、同等のドイツ基準を制定することで中小企業会計に係る会計基準を成立させる意図が見られる。しかし、現状は成立に至っていない。

3. フランスにおける中小企業会計

従来、フランスで採用されている会計基準は、プラン・コンタブル・ジェネラル(以下PCG)とEU版IFRSのみであり、会計基準の適用基準は上場の有無および連結・個別決算書の違いにより判定されていた。従って、企業規模の大小で会計基準が異なることはなかった。しかし、2013年に公表されたEU指令を経て、2013年6月に開示された「財務諸表に関する指令」によって小企業の会計義務の緩和が提案された。その結果、2014年1月にマイクロ企業の会計義務の緩和策が法令として施行され、2013年度から、マイクロ企業の会計義務が緩和されることとなった。

フランスでは伝統的な債権者保護を行う会計とのつながりが強く、IFRS for SMEsの適用には、明確に反対の姿勢をとっている。そのため、会計基準局(以下、ANC)が2010年3月に欧州諸共同体(EC)へ送った書簡の中で、フランスはIFRS for SMEsは適用すべきでない旨を述べている。そして、明確に反対する理由は大きく分けて下記の3つ⁵¹に集約されている。

⁵¹ 中小企業庁(2010a)、11～13頁。

- I. 個別財務諸表にIFRSを適用することは、関連するすべての法律(財政法、商法、会計法、民法等)の改革が必要であり、社会的なコストが高い
- II. IFRSを中小企業に完全適用する場合、ITシステムだけではなく、人事・経理・販売を含む中小企業の経営の枠組みそのものに影響を与え、中小企業に過度の負担を強いる
- III. IFRSは投資家に対する情報提供を一義的な目的としていることを考慮すれば、資本市場ではなく銀行等から資金調達をしている中小企業にはなじまない

第3節 中国における中小企業会計

中国における現在の会計制度は、会計制度体系の最上位に、全国人民代表大会で承認され中華人民共和国国家主席令として発行された、会社法がある。会社法は1985年に公布され、1993年、1999年、2005年に改定されている。会社法の下には国務院から2000年に発布された企業財務会計報告条例があり、さらにその下が企業会計準則(2007年公布、2014年改定)と小企業会計準則(2011年公布)に分かれている(図3-2)。企業会計準則は大企業向けの会計基準であり、現時点において中国における小企業(1章3節5参照)に関する会計基準は小企業会計準則のみとなっている。中国では企業会計においては、企業を大企業と小企業に区分しており、1章3節5で論じた通り、わが国の中小企業に該当する規模の企業が小企業であることから、以降は小企業に関する企業会計について中心的に論ずる。

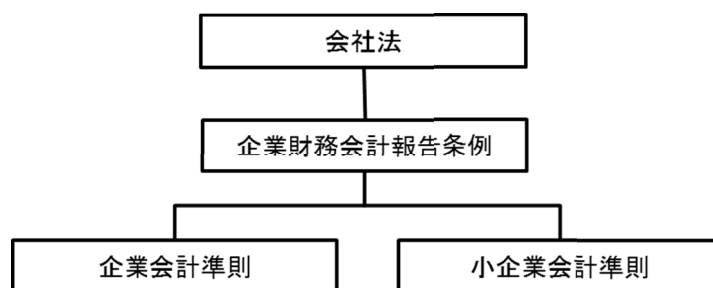


図3-2 現在の中国の会計制度構成

中国において中小企業に対する会計基準の設定が本格的に開始された⁵²のは2003年の「中小企業促進法(中華人民共和国国家主席令)」である。この要因として、2000年に財務部から公表された通知により、財務諸表の監査対象が大企業からすべての企業へ拡大した

⁵² 胡(2015)、58頁。

ことで、中小企業の会計実務や財務諸表に多くの問題が生じていたことが発覚したためである⁵³。なぜなら、当時の中国の中小企業会計は一部の企業会計制度(企業会計準則に属する最も原則な会計基準)に沿った企業を除き、業種別会計制度と呼ばれる、会社法とはことなる旧態依然の社会主義の影響を受けた会計基準に沿って実施されており、会計の質も会計担当者の質も低かったためである。

このような中小企業会計制度の不備を解消するため、2004年5月、現在の企業会計準則に属する規定として、「小企業会計制度」が財政部より交付された。小企業会計制度は特定の小企業のみを対象とした会計基準である。また、企業会計制度を小企業の特異性にかんがみ簡便化したものであり、業種別会計制度とは異なる会社法を頂点とする新たな企業会計の枠組みに組み込んだ中小企業向けの会計制度であった。ただし、中企業が対象とされない等、強制法規でありながら運用が困難となる問題も多く含まれていた。そのため、交付後も小企業会計制度は適用が伸び悩むこととなる。

2005年、中国会計準則委員会(以下、CASC)とIASBが共同声明で、中国の会計制度についてコンバージェンスを公表する。その結果、中国の会計制度は2006年からの国際会計基準とのコンバージェンスの進展により大きな改変が進む。同時期の2005年に国務院が「非公有制の個人私営企業の発展を支持と誘導するためのいくつかの意見」を公表し中小企業の優遇政策を実施する。そしてその政策を基礎に、国務院は2009年に「国務院による中小企業の更なる発展を促進するためのいくつかの意見」で中小企業発展のための総合的な政策措置を公表した。これを受けて財務部会計司は2010年4月、小企業会計準則を制定する旨の通達を実施し、意見集約の後、2010年11月、公開草案を公表し広く意見募集した。その後2011年10月、正式に「小企業会計準則」として公布され、同時に小企業会計制度が廃止されることとなり、現在の会計制度(図3-2)となった。

1. 小企業会計準則の特徴

小企業会計準則は、会社法の下位規定として位置づけられる中国の統一された会計基準の一部である。その対象は小企業のみである旨が明確に小企業会計準則第2条に記載されており、中企業は対象外である。基本的な目的として、小企業にかかる会計基準におけ

⁵³ 許(2006)、282頁。

る既存の問題点を解消するため、制定時に下記3つの立脚点が設けられている⁵⁴。

- I. 中国の国情に合致し、「中小企業版IFRS」と同じく簡素明瞭にし、国際基準とのコンバージェンスを視野に入れること
- II. 課税の公平のためにできる限り中国の税法を尊重すること
- III. 銀行などの債権者の融資リスクを軽減するため、また小企業の融資難を解決するため、正確で分かりやすく作成できるものであること

従って、国内の小企業の要望に応じて、小企業会計制度の簡素化を図り「税法」と調和を進め、中国の小企業の実態を反映しつつも、IFRS for SMEsとのコンバージェンスは外していない。わが国における中小会計要領と中小会計指針と比較すると、その中間的な基準であると考えられる。

第4節 IFRS for SMEs^{55 56}

IASBの前身、国際会計基準委員会(以下、IASC)は1998年に中小企業会計プロジェクトを立ち上げた。そのため、国際的な場で本格的に中小企業会計についての議論が始まったのは2000年代に入ってからであった。中小企業会計プロジェクトは、その後の2001年に、IASCがIASBに変わる過程で、重要討議事項としてIASBに引き継がれる。そして、IASBは2002年4月、中小企業に関する研究プロジェクト(以下、中小研究プロジェクト)を立ち上げる事となる。中小研究プロジェクトでは2003年9月、IFRS for SMEsを策定する旨を決定し、活動が本格化する。IFRS for SMEsの様々な方向性について議論したのちの2004年6月、討議資料「IFRS for SMEsに関する予備的見解」が公表され、多くのコメントを受け付けた。その後、多くの議論を重ね、2007年2月公開草案が公表され、さらなるコメントを受け付ける。そして2009年7月、IFRS for SMEsとして公表されるに至った。

1. IFRS for SMEsの特徴

IFRS for SMEsは中小企業の財務諸表の比較可能性・信頼性を高めることが目的であり、その基本方針を要約すると下記のようなになる⁵⁷。

⁵⁴ 陶(2014)、409頁。

⁵⁵ 小津(2009)、66頁。

⁵⁶ 河崎(2015)、2頁。

⁵⁷ 河崎(2015)、3頁。

- I. 適用対象の確定は量的基準ではなく、「質的基準」によって決定すること
- II. IFRS for SMEsは、完全版IFRSから基本コンセプトを抽出し、それが概念フレームワークを形作ること
- III. 基本コンセプト、認識・測定原則、および開示・表示原則の修正は、財務報告の利用者のニーズとコスト・ベネフィット分析に基づくこと
- IV. IFRS for SMEsは単独の基準書として公表すること

“ I ” については1章3節4で論じたとおり、適用対象とする企業の適用判定が数値基準ではない特徴がある。” II ”、” III ” についてはIFRS for SMEsは3、000頁を超える完全版IFRSを約230頁にまで削除・簡素化したものであり、中小企業のニーズと能力に合わせて作成されている。そして、主要な利用者には金融機関、供給業者等の外部の利害関係者が挙げられており、中小企業の実態に合わせて株主が最優先ではない。” IV ” では単独の基準書とされているものの、その実態は完全版IFRSの要約版であり、公正価値測定や資産負債アプローチから若干逸脱する部分はあるものの中小会計要領のような完全独自のものではない。IFRSが原則的にシングルスタンダードの会計基準を目指していることが反映されており、わが国における中小会計指針に近い存在となっている。

2. IFRS for SMEsの導入実態

IASBによればIFRS for SMEsの採用または容認をしている国は2014年8月時点で63か国にのぼる⁵⁸。しかし、その国々の大半は発展途上国であり、先進諸国では採用に積極的ではなく、わが国および、本章で確認した他の様々な先進国においても同様の結果である。本章で確認した中では唯一イギリスが採用を行っているものの、コンバージェンスには程遠く、一部を流用している程度に過ぎない。その大きな理由は、IFRSの簡易版としてトップダウン式で作成されるIFRS for SMEsの適用を行うことは、中小企業にとっては負担が大きく難解であるためである。これはわが国においても同様の方針で作成された中小会計指針は、採用率が非常に低かった実態と一致している。先進諸国に普及させるためには、先進諸国と協議を行い、中小企業専用の会計制度として確立したり、より簡易化を行う等、様々な改正が必要である。

⁵⁸ IASB(2014)、1～2頁。

第5節 諸外国の中小企業会計のまとめ

本章では、様々な国の中小企業政策を確認した。各国によってその対応は異なるものの、その本質として、大きく次の2点があげられる。

- I. 企業会計を行う際に使用できる資源が大企業と中小企業で大きく異なること
- II. 大企業(主に上場企業)と中小企業(主に非上場企業)では主たる利害関係者が異なること

“I”は企業規模によって人的・物的・金銭的・情報のすべてにおいて資源の量が異なっており、中小企業では企業会計に過大なコストをかけることができない。また、過大なコストをかけたとしても、そのコストを取り返すだけの成果を得ることが非常に困難である。従って、中小企業では扱える会計基準にも制限が生じるため、コストが少なく簡便で理解しやすい会計基準が必要となる。

そして、“II”では、各国の中小企業に関する会計基準を考える上で、本稿で定義した中小企業と同様に、中小企業として想定されている企業は概ね非上場企業を前提としているように感じられる。なぜなら、上場企業と非上場企業では、主たる利害関係者が異なるためである。そのため主たる利害関係者と企業の関係性からみれば、上場企業の財務諸表の主たる利用者である株主および投資家は、日々変化する蓋然性が十分に高く、よほどの大株主でなければ企業との関係性が薄くなり、企業実態の把握には公開される財務諸表が必要である。これに対して、非上場企業の財務諸表の主たる利用者は、債権者等の金融機関である場合が多く、このような債権者と企業とは結びつきが強いことから、財務諸表以外にも様々な情報を直接得られる場合が多い。従って、主たる利用者と企業との関係性を考慮するうえで、公開される財務諸表の位置づけが大きく異なるためである。そのため、I、IIを考慮した結果が、先進諸国がIFRS for SMEsの導入に批判的な見解を示し、採用に至らない理由と考えられる。

2章及び3章でみてきた結果からは、わが国において中小会計指針から中小会計要領へ中小企業向けの会計基準が変化したように、上場企業と非上場企業では会計における状況が大きく異なるため、中小会計要領のような中小企業向けの別個と会計基準を策定する方針が望ましいように感じられる。

第4章 中小企業における財務会計の必要性

第1章ではわが国における中小企業の位置づけを確認し、第2章ではわが国の中小企業会計の歴史を確認した。その結果、中小企業はわが国において非常に重要な地位にあり、中小企業向けの「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に基づく会計基準が策定されているにもかかわらず、会計基準に基づいた会計が行われていないことが確認された。しかし、企業は財務会計を用いなければ定量的に企業の状態を把握することはできない。そのため、大企業では、その経営実態を定量的に把握する第一歩として財務会計が用いられている。また、投資家は、公開企業によって財務会計に基づいて作成された財務諸表に基づいて企業の経営実態を把握している。

これに対して様々な理由から、中小企業では会計に多くのコストをかけることが困難である企業が多く、税務申告に沿った会計処理(以下、税務会計)が行われている現状がある。しかし、税務会計は公平な税負担の見地から行われる会計処理であり、企業の経営成績を適切に表現するものではない。従って、税務会計による財務諸表は企業の経営実態を適切に表現するものではなく、経営管理に利用することは非常に困難である。従って、経営実態を適切に把握するためには財務会計が必要である。

これに対して、財務会計を行うことが、中小企業にとって本当に必要であるのか?という疑問も一方に存在する。なぜならば中小企業は企業規模が小さいことから、あえて財務会計を用いずとも企業の状態を大まかに把握することが可能であるとも考えられる。さらに、中小企業と財務会計の関係について、社会科学の分野であるがゆえ実務的に明確な確認が困難であり、中小企業についての研究は未だ少ないため、財務会計を行うことで、中小企業にとって利益につながるかが明らかにされていない。

しかし、中小企業にとっても長期継続して経営を行うためには、自社の状態を把握しただうえで行うほうが、合理的であることは間違いない。従って、本章では、中小企業における財務会計の必要性を検討する。そのため、まず第1節では現在、多くの中小企業で行われている税務会計について確認し、その問題点を論ずる。そして、第2節では財務会計が利益につながるのかという点を確認するため、利益を生む会計である管理会計と財務会計の関係性に触れ、財務会計が利益につながる会計であることを確認する。そして、第3節では、第1節および第2節を踏まえて財務会計の必要性について論じる。

第1節 税務会計とその問題点

企業における税務会計は、法人税法や租税特別措置法等の税法に従って、課税所得を算出することを目的とした会計処理である。このとき、法人税の計算においては、法人税法22条4項により、法人の収益・費用等の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準従って計算される」とされており、原則は財務会計に従った会計処理に基づいて課税所得が計算される。そのうえで例外規定として、法人税法22条2項及び3項において別段の定めとして会計処理の結果が修正される。ただし、別段の定めについては別表と呼ばれる税務申告書の一項目として処理を行うため、別段の定めが原因として基礎となる企業会計の結果である財務諸表が直接修正されるわけではない。

また、この規定の土台には会社法431条の「株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」および、法人税法74条1項の確定申告は「確定した決算に基づき」という規定がある。そのためこれらを踏まえると、別段の定めを除けば税務会計は財務会計に基づいて作成されており、別段の定めが企業会計における財務諸表に影響を与えていないことを鑑みれば、税務会計によって会計処理を行ったとしても財務会計によって財務諸表が作成されているため、適切な企業の期間損益を確認することができ、なんら問題が生じないように思われる。

しかし、実際には「財務会計に基づいて作成される財務諸表」と「税務会計を想定して作成される別段の定めによる修正以前の財務諸表」には差異が生じる。その原因には本質的な問題と運用上の問題がある。

本質的な問題は財務会計の目的と税務会計の目的が異なることである。財務会計の目的は「適正な期間損益計算」であり、税務会計の目的は「公平な課税負担」である。従って、経費の計上時期及び計上項目が異なる場合が発生する。例えば、通常、企業活動では、税金もしくは配当等の企業外への資金流出に対する懸念を除けば、利益は少しでも多いほうが望ましい。従って財務会計では、適正な期間損益計算を行うために、利益の過大計上を抑制することが求められる。従って、費用は見込みに該当するものも発生が相当程度に確実であれば、支払前の期に計上する。これに対して課税計算の場合には、課税は利益をもとに法人税法の規定に基づいて計算された所得に基づいて行われるため、税金を少なくするためには利益は少しでも少ないほうが望ましい。この結果、税務会計では利益の過少計上を抑制することが求められる。つまり、計上される費用は支払いが確定しているものに限られる。このように、財務会計と税務会計では目的が異なることから、費用の計上時期

が異なっている。従って、要求される財務情報が異なっていることから、最終的に作成される財務諸表に差異が生じる。

また、会計の目的の違いによって運用上の問題も生じる。財務会計ではその目的に従って、企業の期間損益を計算する。そして、上場企業の場合は監査によって適切な期間損益計算であるか否かが確認される。しかし、税務会計では「公平な課税負担」を満たすことが目的である。また、税務当局が抱える課税対象企業は膨大であり、その対応には非常に多くのコストを要している。その結果、税務当局としては納税額が増加する会計処理または、減少しない会計処理については、費用対応の見地から「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に完全に準拠していなくとも特段の問題として取り扱われない。さらに、中小企業(非上場企業)の経営者の視点から見れば、税務会計は罰則のある必須業務であるのに対して、財務会計は罰則のない業務である。そして、中小企業は企業会計にかける資源に乏しく十全に会計処理を実施することは負担が大きい。その結果、中小企業経営者は税務申告の基準を想定して様々な勘定を計上することとなり、作成される財務諸表は税務申告の基準を満たすよう調整されたものとなる。そのため、財務会計によって適正な期間損益が計算されたものとは異なる財務諸表となってしまう。

しかし、税務会計によって作成された財務諸表では各期の企業の経営成績を適切に表現せず、各期の推移等の期間比較が適切に行えない。その結果、企業の状態を定量的に把握することができず、数値データの裏付けのある業績予測や資金管理を行うことができないといった問題が生じることとなる。

第2節 会計と中小企業の利益

財務会計は外部の利害関係者に報告することを目的とした会計であり、管理会計は企業内部の関係者に情報提供することを目的とした会計とされている。また、従来、財務会計と管理会計の区分には下記の特徴が強調されていた⁵⁹。

- I. 財務会計は実績情報を重視し、管理会計は予測情報を重視する
- II. 財務会計はヒストリカル・コストをベースにし、管理会計は見積原価や目標原価を重視する
- III. 管理会計は予測の手法としてDCFを使用するが、財務会計はあまり使わ

⁵⁹ 田中(2001)、1668頁。

ない

しかし、IFRSとのコンバージェンスの影響を受けつつ、各々の時代に合わせた様々な会計基準の修正が行われた結果、年金会計・減損会計等、従来は管理会計の区分とされた予測計算が財務会計に多数含まれるようになった。

さらに、企業が作成した財務諸表を利用して判断や決断を下す行為では、財務諸表を作成した企業は外部の利害関係者とみなされる⁶⁰ため、経営判断を行う際に財務諸表分析を行う行為は、管理会計でありながら財務会計の対象でもあるといえる。従って、現在は財務会計と管理会計が非常に近づいてきていると考えることができ、厳密な線引きは困難である。

このような財務会計と管理会計の壁が低くなる現象は中小企業にも生じている。例えば、2000年頃から、パーソナルコンピューター（以下、パソコン）が一般に広く普及したことによって、非常に少ないコストで企業の分析が可能となった。なぜなら、財務会計に基づく財務諸表を作成する際に、従来の紙媒体に変えてパソコンに記帳を行えば、ソフトウェアに付属されている様々な機能によって容易に比較・分析が可能となる。従来は、パソコンもソフトウェアも非常に高価であったが、パソコンの普及に伴い、パソコンもソフトウェアも非常に低価格化した。さらにパソコンの普及によって利用者が増加した結果、ソフトウェアの改良が進み使用が容易になった。また、2004年に施行された行政手続オンライン化法により税務申告も電子申告が可能となり、コンピューターを用いた帳簿作成が促進されたため、時間経過と世代交代を経て、ますます財務会計と管理会計の壁は低くなっている。

このような変化を表すように、中小企業の管理会計の重要性が研究成果の中で変化している。1972年におけるLarry. E. Greinerの見解では、企業の成長にとって中小企業にとって管理会計の役割は小さい⁶¹とされていたが、近年の研究では、中小企業においても管理会計を行うことが、企業業績の向上につながるとされている⁶²。そればかりか、適切な財務会計を行うことで、企業業績が大幅に向上するとの実績⁶³もある。これは、経営環境が複雑化した結果、経営者のマンパワーで企業を取り巻く様々な環境を把握することが困難になり、中小企業においても経営管理の必要性が高まってきていると推測される。

⁶⁰ 伊藤(2016)、43頁。

⁶¹ Larry. E. Greiner(1972)

⁶² 澤邊, 吉永, 市原(2015)、107頁。

⁶³ 坂本(2015)、2頁。

このように、財務会計を実施することで、低いコストで管理会計を実施することが可能となり、その結果、中小企業であっても定量的な企業経営につながることで、企業業績の向上につながると考えられる。

第3節 財務会計の必要性

1節で論じたとおり、税務会計による財務諸表では企業業績を定量的に把握することができない。そして、2節では近年における財務会計から管理会計に移るコストの低さを示し、会計によって企業業績が向上することを示した。その結果、定量的な情報をもとに経営を行うことが企業業績を向上させる上では重要であり、そのためには税務会計だけでなく財務会計が必要であることが確認できた。

しかし、税務会計によって定量的な情報が得られていなくとも企業を急成長させるスタートアップ企業は存在する。そのため、財務会計は企業業績の向上に寄与するものの、実施しない場合においても十分に企業業績の向上が見込めるのではないか？という見解がある。この点に関して、実践的な経営学者であるHenry Mintzbergは、「マネジメントとは、本来、”クラフト(経験)”、”アート(直感)”、”サイエンス(分析)”の3つを適度にブレンドしたものでなくてはならない」⁶⁴と述べ、サイエンスである定量的な会計情報の必要性を指摘している。また、ビジネスにおけるもっとも基本的な手法である「Plan-Do-Check-Act (PDCAサイクル)」すら、財務会計による定量情報がなければ、根拠をもった計画(Plan)を立てることができず実施できない。従って、長期的に安定して経営を行うためには、現状を定量的に把握することができる財務会計は必須である。

これは、スタートアップ企業に対する研究成果からも確認できる。なぜなら、スタートアップ企業であっても、ビジネスプランを作成した企業は作成しなかった企業よりも事業を成功させる確率が高いことが日本や米国等の様々な研究より判明している⁶⁵ためである。ビジネスプランは刻々と変化するビジネス環境に合わせてブラッシュアップし続ける必要があり、そのためには現在の自社の状況が把握できていなければならない。しかし、定量的に自社を把握する方法では、財務会計以上に効率的な方法はない。つまり、中小企業においても、財務会計は重要性が高いと考えられる。

⁶⁴ Henry Mintzberg(2006)、12頁。

⁶⁵ 小樽商科大学ビジネススクール(2012)、11頁。

また、わが国の政策においても中小企業が財務会計を行うことを後押ししている。これは立法内容や、中小企業に対する銀行融資の方針や、連帯保証の方針から見て取れる。

まず、銀行融資の方針について確認する。近年の銀行は資金を融資する際の基準として、物的担保や第三者保証だけではなく、信用格付も重視する方針に変わっている。その原因は、2009年12月から2013年3月まで実施された中小企業金融円滑化法により、中小企業に対する融資の際には総合的な対応が求められ、失効後も融資に関して財務局等で個別相談が行われる状況が続いていることにある。さらに、銀行の事業融資に関して金融庁が金融検査マニュアルによって行っている指導内容には、中小企業に関しては個別に下記の記載⁶⁶がある。

特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。

つまり、銀行は貸付の査定を行う際には、企業の総合的な能力の把握を行わなければならない。そのため、適切な財務情報の提供が可能な企業は銀行から信用調査を受けることで、より有利に融資を受けることが可能となる。適切な財務情報の提供のためには、企業の経営状況が把握できる財務諸表の作成が必要となり、総合的な判断によって財務諸表の品質や継続性も重要なポイントとなる。つまり、継続的に財務会計を実施することで、融資を有利に受けることが可能となると考えられる。

次に、連帯保証の方針について確認する。連帯保証について大きく2つに分けてその方針が示されている。まず1つ目の連帯保証に関する方針として、2010年12月に公表された、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（以下、アクションプラン）」において、下記のとおり⁶⁷第三者の連帯保証は原則求めないこととされた。

経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する

⁶⁶ 金融庁(2015a)、3頁。

⁶⁷ 金融庁(2010)より抜粋

ため、関係省庁等とも連携しつつ、必要な監督上の着眼点について検討を行い、平成22年度(※2010年度)中に監督指針の改正等を行う。

アクションプランの詳細について、現時点では「主要行等向けの総合的な監督指針 平成27年6月(以下、監督指針)」において、従来、経営者に対する個人保証および第三者の連帯保証が必要とされた原因について下記のように⁶⁸論じられている。

一般に、多くの中小企業(個人事業主を含む。)においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。

つまり、アクションプランおよび監督指針によれば、中小企業においても家計と経営が適切に分離されており、かつ、企業業績について財務諸表の信頼性が確保されているならば、銀行は融資の際に第三者の連帯保証は求めることができないとしていることとなる。

次に、2つ目の連帯保証に関する方針として、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」においては、下記のとおり経営者の連帯保証に依存しない融資を促進する努力義務を示して⁶⁹いる。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、主たる債務者、保証人及び対象債権者は、それぞれ次の対応に努めるものとする。

(1) 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合には、まずは、以下のような経営状況であることが求められる。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

⁶⁸ 金融庁(2015b)より抜粋

⁶⁹ 中小企業庁(2013a)より抜粋

②財務基盤の強化

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

また、監督指針においてガイドラインの政策趣旨を下記のようにのべている。

主債務者、保証人及び対象債権者がガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要。

従って、わが国の政策の観点からも、中小企業が適切な財務会計を行うことが推奨されており、適切な財務会計によるメリットは非常に大きい。

このように、税務会計の実態、中小企業の実地分析研究、経営学および政策のいずれの観点からも財務会計は必要であるとの結論に至った。従って、中小企業であっても、企業経営を行うためには財務会計の実施が必要であることが確認された。

第5章 中小企業に財務会計を普及させるためには

第2章で論じた通り、中小企業では、中小企業会計指針又は中小企業会計要領等の財務会計に即した会計処理が十分に実施されていない⁷⁰。しかし、第4章で論じた通り、中小企業においても財務会計を行う必要性は非常に高い。従って、本章では財務会計を中小企業に普及させるためには、いかなる手段を用いるべきかを検討する。そのため、第1節において財務会計が実施されない理由について、経営者視点から「財務会計の実施に係るベネフィットとコスト」についてモデルを設定し理論的に分析する。そして、第2節では、大企業・上場企業と異なる中小企業特有の理由により財務会計が実施されない理由についてモデルを設定し理論的に分析する。最後に第3節において、第1節、第2節での分析結果をもとに中小企業に財務会計を普及させるための方策について社会的な観点を踏まえ検討する。

第1節 経営者視点による財務会計に関する理論分析

本節では、“1”で財務会計に準じた会計を実施する場合のモデル構築を行うことで、経営者と財務諸表の関係について理論的に分析する。そして“2”では、企業は規模が大きくなる過程のいずれかのタイミングで財務会計を行うようになる要因について“1”で構築した理論をもとに分析する。

1. 財務会計に準じた会計を実施する場合のモデル構築

“財務会計を実施した場合”および“財務会計を実施しなかった場合”について下記のように簡易なモデルを想定し、どのような状況であれば財務会計の実施に至るのかを検討する。なお、本節のモデル分析は情報完備な環境を前提としている。

モデル化にあたって必要事項を下記のように定義する。

●財務会計を実施した場合に関して下記のように定義する。

確率分布 $P = (\text{業績が向上する確率} : p, \text{業績が低下する確率} : 1-p)$

会計処理に伴うコストに対する負の効用 : $AC (AC \geq 0)$

会計処理に伴う実施企業の外部事象に起因する効用 : $V_p (\infty > V_p \geq 0)$

⁷⁰ 経済産業省(2014)、6-8頁。

●財務会計を実施しなかった場合に関して下記のように定義する。

確率分布 $Q = (\text{業績が向上する確率} : q, \text{業績が低下する確率} : 1-q)$

会計処理に伴うコストに対する負の効用： $AC_0 = 0$

会計処理を実施しないことに伴う未実施企業の外部事象に起因する効用： $V_q (0 \geq V_q > -\infty)$

業績が向上した場合に内的に発生する要因に起因する効用： x

業績が低下した場合に内的に発生する要因に起因する効用： y

上記の定義について補足すると、企業業績が前年と完全に一致する確率は非常に低く、その確率は無視できるほど小さいと考えられることから業績の向上及び低下に限ったモデルとしている。

また、財務会計を実施していない企業における会計コストは、税務に対応した会計処理等を実施するためのコストであり、そのためのコストはすべての企業において必要となるコストである。従って、モデルには含まない。ここで、 AC_0 は”財務会計を実施していない場合の、財務会計を実施するために要したコスト”に対する負の効用となるため” $AC_0 = 0$ ”である。そして、 AC について負の効用としている理由は、単に財務会計を行う一点において考慮した場合、行わなければならない最低限の会計処理よりも多くの会計処理が必要となり、また、会計処理を行うことによって生じる正の効用については、 x 、 y および V_p で考慮するモデルとしている。さらにモデル化する際の視認性を高めるため、モデル内では効用の減算によって取り扱う。従って、 $AC \geq 0$ となる。

さらに、財務会計を実施した場合、外部からの一定の価値(評価、融資が有利になる等)を得られると考えられるため、外部から得られる一定の価値に対する効用 $V_p \geq 0$ とする。また、財務会計を行わないことで外部から一定のマイナスの価値が生じる可能性があり、逆に財務会計を行わないことで価値を得ることはないと考えられるため、外部からマイナスの値として得られる一定の価値に対する効用(負の効用) $V_q \leq 0$ とする。このため、 x および y によって生じる効用は「内的に発生する要因に起因する効用」に限定している。

なお、確率分布 P の業績が向上する確率 p と、確率分布 Q の業績が向上する確率 q については下記理由より $p \geq q$ であると仮定する。

- 確率分布 P は財務会計を実施した場合の企業業績の変化の可能性を示す確率分布であり、確率分布 Q は財務会計を実施しなかった場合の企業業績の変化の可能性を示

す確率分布である。

- 4章2節の検証結果より、一般的に、財務会計を実施することは、企業業績の向上につながる

ここで、財務会計による会計処理を選択した場合には $P \geq Q$ となるため、PとQの期待効用 $u(P)$ と $u(Q)$ については、下記①式が成立する。

$$P \geq Q \Rightarrow u(P) \geq u(Q) \quad \text{①}$$

ここで、 $u(P)$ 、 $u(Q)$ は下記の通りである。

$$u(P) = xp + y(1-p)$$

$$u(Q) = xq + y(1-q)$$

①式が成立するためには、 $u(P)$ および $u(Q)$ が、フォン・ノイマン=モルゲンシュテルン効用関数であればよい。フォン・ノイマン=モルゲンシュテルン効用関数であるためには、PおよびQが完備性、推移性、独立性、連続性を満たす必要がある。そこで本モデルの効用関数について確認すると下記の通り完備性、推移性、独立性、連続性について成立しており、フォン・ノイマン=モルゲンシュテルン効用関数に該当する。

完備性：本モデルの環境は情報完備であるとの仮定より成立する

推移性：完備性より選好を把握することが可能であり、選好対象が2つのみであることから成立する

独立性：選好対象は2つのみであり、選択はPとQに関する選好によってのみ決まることから成立する

連続性： $p \geq q$ の仮定より、成立する

また、①式が成立することと同様に、下記もすべて成立する。

$$u(P) \geq u(Q) \Rightarrow P \geq Q$$

$$Q \geq P \Rightarrow u(Q) \geq u(P)$$

$$u(Q) \geq u(P) \Rightarrow Q \geq P$$

①式は、現実的にはあり得ないが、財務会計を実施する上でのコストが無視できるほど小さく、かつ、財務会計を行うことによって外部から発生する要因が無視できるほど小さい場合において、経営者は財務会計を実施することを意味する式となっている。

ここで、 $u(P)'$ および $u(Q)'$ を $u(P)' = u(P) - AC + Vp$ 、 $u(Q)' = u(Q) - AC_0 + Vq$ とおく。このとき、 AC_0 は前提条件より、”財務会計を実施していない場合の、財務会計

を実施するために要したコストに関する効用”であり、 $AC_0 = 0$ であった。従って、 $u(P)'$ および $u(Q)'$ は

$$u(P)' = xp - y(1-p) - AC + Vp$$

$$u(Q)' = xq + y(1-q) + Vq$$

となる。次に、 $u(P)'$ および $u(Q)'$ に対して、 $AC = 0$ と仮定し、 Vp および Vq は任意の値であると仮定する。ここで、 $AC = 0$ とは、財務会計を実施することに対してなんら負の効用が生じていない場合を示している。つまり、中小企業の経営者が財務会計の実施においてなんら負担を感じていない場合である。この場合においても前提条件より、 $Vp \geq 0$ 、 $Vq \leq 0$ であるため、①式を踏まえ、財務会計による会計処理を選択している場合として、

$$u(P)' \geq u(Q)' - \textcircled{2}$$

が成立する。つまり、②式が成立する場合において、財務会計による会計処理が行われることとなる。これに対して、 $AC > 0$ でありかつ、 Vp および Vq について任意の値とした場合には②式が成立するかがわからない。仮に、 $AC > 0$ の場合にも②式が成立するならば、会計コストを含めたうえで、経営者は財務会計を行うといえる。

従って、会計コスト、財務会計を実施した場合における外部要因を踏まえて会計処理が実施される場合について検討する。財務会計が実施される場合は、②式より期待効用 $u(P)'$ と $u(Q)'$ が $u(P)' \geq u(Q)'$ の場合であった。従って

$$u(P)' \geq u(Q)'$$

$$\Rightarrow u(P)' - u(Q)' \geq 0$$

$$\Rightarrow xp + y(1-p) - AC + Vp - (xq + y(1-q) + Vq) \geq 0$$

$$\Rightarrow xp - yp - xq + yq - AC + Vp - Vq \geq 0$$

$$\Rightarrow (x-y)(p-q) - AC + Vp - Vq \geq 0$$

$$\Rightarrow (x-y)(p-q) + Vp \geq AC + Vq - \textcircled{3}$$

ここで、③式は、企業会計によって生じるベネフィットとコストの比較を表している。つまり、”左辺「 $(x-y)(p-q) + Vp$ 」= 企業会計によって得られるベネフィットの効用”、”右辺「 $AC + Vq$ 」= 企業会計にかかわるコストの効用”を示している。従って、 $AC > 0$ の場合に経営者が財務会計を実施するための条件は、財務会計によるベネフィットによる効用がコストによる効用を上回り、③式が成立する場合となる。しかし、現実には財務会計が実施されていない。つまり③式が成立せず、”左辺「 $(x-y)(p-q) + Vp$ 」= 企業会計によって得られるベネフィットによる効用”が”「 $AC + Vq$ 」=財務会計にかかわるコストによる

効用”を下回っていると考えられる。つまり、

$$u(P)' \leq u(Q)' - \textcircled{4}$$

の状況であると経営者が認識しているといえる。その理由はいくつか考えられる。例えば、下記Ⅰ～Ⅲのような原因によって、ベネフィットの効用がコストの効用を上回らないと経営者がとらえていると考えられる。

- I. 現実世界は本モデルのように情報完備でないことから、経営者が保守的な判断を行うためベネフィットは少なめ、コストは多めに見積もることで”見積もり値のベネフィット”が”見積もり値のコスト”を上回らない
- II. 情報完備であっても多くの中小企業の現状では、ベネフィットがコストを上回らない
- III. 経営者の会計に関するベネフィットおよびコストに関する認識が適切でない

まず“Ⅰ”については、会計学にも保守主義の観点があるように、一般的に人間の経済活動はリスク回避的な傾向にある。従って”Ⅰ”のように、理論値よりもベネフィットを少なめ、コストを多めに見積もることはやむを得ない。特に中小企業は1章で述べた通り利益率が低く資金力に乏しい。従って、リスク回避的な傾向はより強くなると推測される。

次に、“Ⅱ”については”Ⅲ”との関連性が大きいと考える。本来企業会計は、継続した情報を比較して用いることで効果を発揮する。また、会計では継続企業の公準より企業は永続することを前提としている。従って、企業会計によって生じるベネフィットとコストは将来をも含めた長期的な視点に立って比較しなければならない。例えば、企業会計に伴うベネフィットとコストは、継続企業の公準の点に立って考えれば、企業の継続に伴って生じるベネフィットとコストの総和で比較することが正しい⁷¹。例えば下図5-2は、線形で事業規模が大きくなり、それに比例してベネフィットとコストが増加すると仮定しているが、ベネフィットとコストは、それぞれの継続して生じる値の和、つまり下図の面積の和で比較するべきである。

⁷¹ 図では説明を簡便にするため、発生する価値をそのまま値としているが、割引現在価値を用いる等、価値の評価には様々な方法がある。

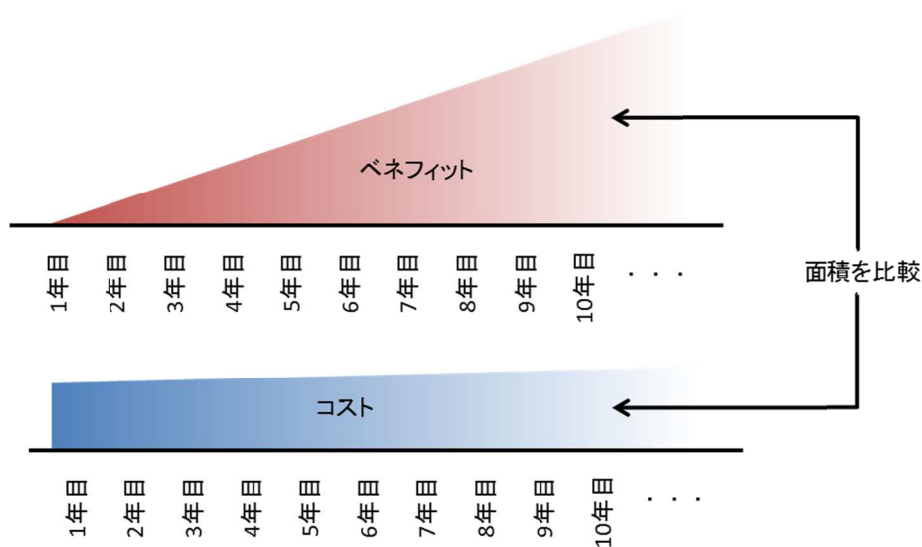


図5-2 企業会計のベネフィットとコストの比較方法

しかし、小規模な企業は余剰資金が少なく、さらに事業年度の黒字割合が30%程度⁷²と各期の経営に余裕がない。そのため、企業会計におけるベネフィットとコストを長期的な視点で総合的に行うのではなく、リスク回避的な思考から、期ごとに比較してしまう可能性が高い。例えば、下図5-2の場合には、各期のベネフィットとコストを比較し、6年目からベネフィットがコストを上回っていると考える。

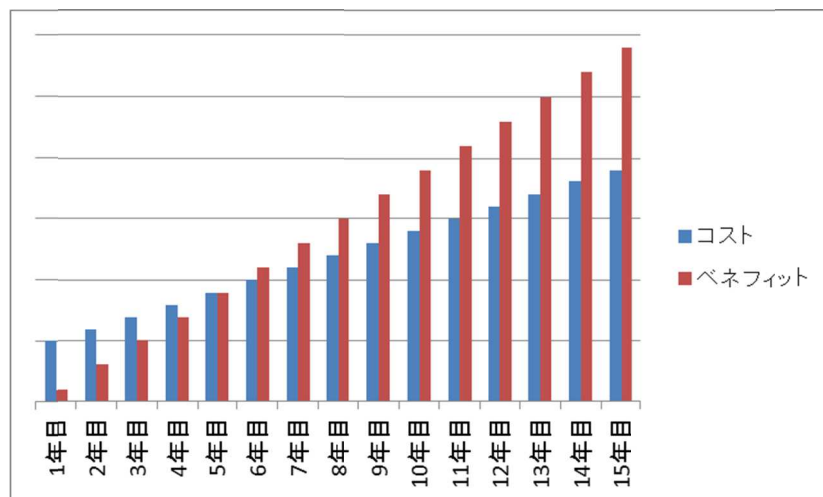


図5-2 ベネフィットとコストの推移例

このようにさまざまな理由によって、経営者の思考は④式のようにになっていると考えられる。従って、財務会計を普及させるためには③式を満たすよう左辺および右辺の個々

⁷² 坂本(2015)、2頁。

のパラメータを考慮して、ベネフィットとコストの関係を変化させるよう中小企業に働きかけていかなければならない。

2. 企業規模と財務会計の関係性について

多くのスタートアップ企業は、企業規模が大きくなるどこかのタイミングで財務会計を導入する。これは、一定以上の規模の企業は財務会計、管理会計を行わなければ事業の管理が困難であることが原因と考えられる。また、上場企業は金融商品取引法との関連もあり、当然に企業会計原則に基づいた財務諸表を作成する。そこで以降では、この点について”1”において論じたモデルを用いて検討を行う。

まず、上場企業を想定する。上場企業は金融商品取引法により企業会計原則に基づいた財務諸表の公表が義務付けられており、意図的に公表を行わない場合には、上場廃止等の重い罰則がある。従って、様々なパラメータのうち、 V_q に着目することで説明ができる。つまり、実施しない場合には④式において、 V_q の値が著しく大きな負の値となると想定されるため、 $V_q = -\infty$ とおけば、 $(x-y)(p-q) + V_p \leq AC - \infty$ となり、他のパラメータ $(x-y)$ 、 $(p-q)$ 、 V_p 、 AC にかかわらず④式が成立しない。従って、上場企業は財務会計を実施しないという選択肢を選択することができないことが確認できる。

次に、スタートアップ企業の事業規模が徐々に大きくなる場合を想定する。事業規模が徐々に大きくなる過程で、③式の個々のパラメータにどのような変化が生じるのかを考える。

最初に $(x-y)$ について検討する。一般的に企業は、企業規模を拡大させる過程で、花形事業等の事業規模を拡大させ、事業規模が拡大し売り上げが増加すると、変動費と固定費の関係等、様々な点から図1-4のように利益率が増加する。従って事業規模が大きくなると、業績が向上した場合に得られる利益が大きくなるため、事業規模が大きくなるにつれて利益率に合わせて効用 x が増加する。また、同様に業績が低下した場合には失う利益が大きくなることから、効用 y が低下する。つまり、最も単純なモデル⁷³で考えれば、利益率と効用は図5-3のような相関を持つ。

⁷³ 図5-3は説明のため最も単純化したモデルであり現実はこのような単純なモデルではない

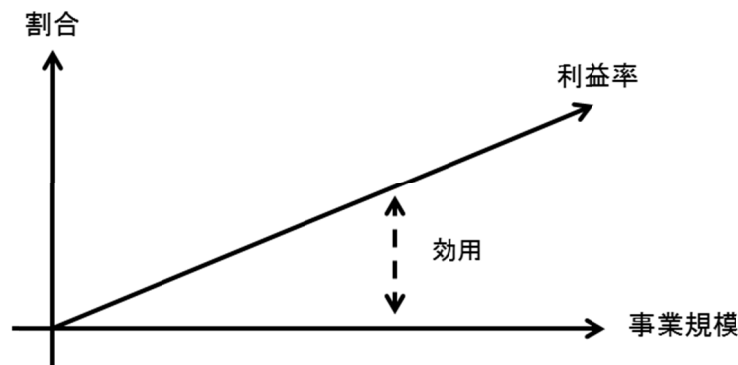


図5-3 事業規模の増加に伴う利益率と効用の相関

従って、事業規模が大きくなることで $(x-y)$ の値が大きくなる。また、その他にも同一の利益率であっても企業規模が大きくなることで売り上げが増大し、利益の額が増大するため、効用の増加にもつながる。

2つ目に $(p-q)$ について検討する。売り上げや利益の増加を目的として、様々な管理会計手法や経営管理手法が活用されるが、企業規模の拡大によって実施可能な手法の一つにプロダクト・ポートフォリオ・マネージメント(以下、PPM)がある。企業は規模が大きくなるとリスクヘッジのため、プロダクト(事業)の種類を増加させることがあり、PPMは市場占有率および市場成長率をもとに各プロダクトの運用方法を判断する手法である。そのため、PPMを用いる場合には各プロダクトについて分析が必要となる。その際に定量的な情報を用いるためには、財務会計に基づいた財務諸表の作成がなされていないと、必要な情報を取得することができない。つまり、企業規模の拡大に伴い、様々な管理会計手法のうち、財務会計を用いることで、新たに用いることが可能な手法が増加する。このように企業規模が拡大する場合には財務会計を実施することで、“p”の確率を増加させることにつながる。

3つ目に、 V_q および V_p について検討する。近年では一般的に企業には社会的責任(以下、CSR)が求められる。大企業ではIRとしてCSR報告書等も増えてきており、近年、統合報告書等の議論が進んでいる。これは、企業規模に応じて求められるCSRが増加するからではないかと考えられる。この裏付けとして、みずほ総合研究所のレポート⁷⁴では、企業規模が大きくなるに応じてCSRへの取り組みが活発になっていることが確認できる。そして、それ以前の本来、財務会計に準じた財務諸表を作成することは企業が行わなければならない

⁷⁴ みずほ総合研究所(2005)、6頁。

い最も基本的な行為である。従って、企業規模が大きくなるにつれ、財務会計に準じた財務諸表を作成することが、利害関係者から強く求められるようになると考えられる。従って、一定規模に達した企業が財務会計を導入しない行為は、 V_q の低下につながると考えられる。先に、上場企業について論じた「 $V_q = -\infty$ 」はこの最終的な値である。また、企業規模が拡大すると利害関係者が増加する。従って、財務会計により作成された財務諸表の利用者が増加することで、 V_p が企業規模に合わせて徐々に増加すると考えられる。

最後にACについて検討する。企業規模の増加は取引の増加につながり、当然に会計処理は増加する。従って、企業規模の拡大に伴い、会計コストは増加すると考えられる。つまり、ACの値も負の方向に増加する。しかし、上記で論じたとおり、企業規模の拡大に伴い、 $(x-y)$ 、 $(p-q)$ 、 V_p の値が増加し、左辺の値が増加する量が、ACが増加する量を上回る。つまり、下図5-4のようになると考えられる。

$$\begin{array}{c} \uparrow \quad \uparrow \quad \uparrow \quad \uparrow \\ (x-y) \cdot (p-q) + V_p \geq AC + V_q = 0 \end{array}$$

図5-4 企業規模の増加に伴う各パラメータの変化イメージ

なお、ここで $V_q=0$ となっているのは、財務会計を行った場合には、行わないことによって外部から生じる負の効用が生じないため0となっている。このように③式を用いることによって、事業規模の拡大に伴い企業が財務会計を実施する過程が確認できる。

第2節 中小企業の特徴から見た財務会計にかかわるプレイヤー

財務諸表には経営者、所有者(潜在的所有者である投資家を含む)、行政、債権者、会計責任者、従業員、取引先、消費者等、様々なプレイヤーが関係している。財務諸表にかかわるゲームにおいて、投資家からの資金調達を行う上場企業の場合、財務諸表の説明責任を有する経営者と、財務諸表を最も利用する所有者が有力なプレイヤーの二人である。現に、有力プレイヤーの行動が適切に行われることによる投資の健全性を保つためにも、金融商品取引法において企業会計原則に従った財務諸表の開示が義務付けられている。また、財務諸表にかかわるプレイヤーの影響力を考えると、経営者と所有者を除く他のプレイヤーは経営者や所有者と比較して影響力が弱い。これは、現代における会計の主たる目的が利害調整機能から情報提供機能に推移していったことからもうかがえ、ゲーム理論に基づくモデル分析的会計研究においても経営者と所有者がプレイヤーとして扱われている

ことが多い⁷⁵。上場企業における経営者と所有者の関係を簡単にゲームツリーにすると下記図5-5のようになる。ここで、ゲームツリーによって表している理由は、財務諸表をもとに所有者が投資判断を行うため、経営者と所有者の関係が、逐次手番ゲームの構造をしているためである。

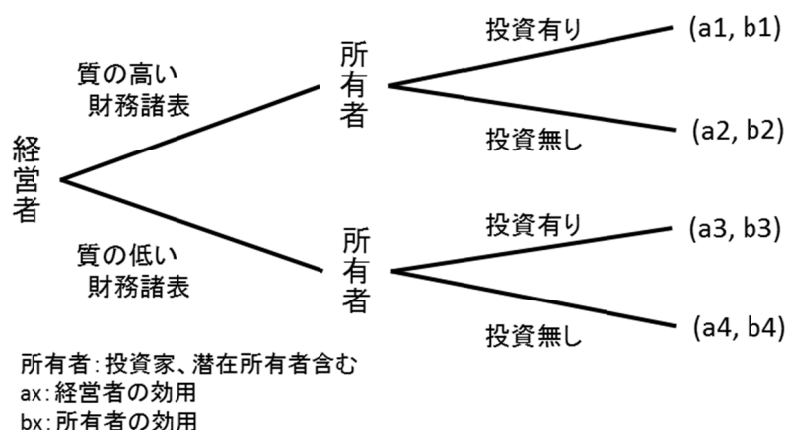


図5-5 財務諸表にかかわる経営者と所有者の基本的なゲームツリー

これに対し、中小企業の場合、経営者=所有者⁷⁶となる場合が多く、図5-5に照らし合わせて考えるとプレイヤーが一人となってしまう、ゲームが成立しない。その結果、3章で確認した通り、中小企業の多くでは、財務会計に準じた財務諸表の作成を行われぬ。これは、所有者がいかに有力なプレイヤーであることを示しており、所有者からのインセンティブが存在しない場合を③式において検討すると、 V_p の値が非常に小さな値となってしまうことにより、③式が成立しなくなったといえる。つまり、現状の企業会計は外部プレイヤーによる効用が非常に重要であり、内部的な事情に起因する効用のみでは、中小企業の安定した財務会計は望めない。従って、新たなプレイヤーを追加することによってインセンティブを発生させて、ゲームを成立させることにより、財務会計を促進しなければならない。これは、1節における③式の V_p の値を増加させることにつながる。

従って、この場合のプレイヤーは経営者に対してインセンティブを提供できる者でなければならない。また、継続的かつ安定してインセンティブの提供が行われなければ、インセンティブが断たれた時点で財務会計が実施されなくなってしまうことから、プレイヤーは財務会計に準じた財務諸表によってインセンティブを得る者が望ましい。この場合に

⁷⁵ 例として、水谷(2006)、篠田(2002)などがある。

⁷⁶ 本稿における中小企業は1章3節の定義より経営者=所有者

おける主要なプレイヤーには債権者および行政が該当すると考えられる。

まず、債権者について検討する。主要なプレイヤーとなるためには財務諸表の利用者でなければならない。そこで、中小企業の財務諸表の主要な開示先を確認する。主要な開示先となっているのは、東京商工リサーチの調査(複数回答)⁷⁷によると、取引金融機関87.8%、株主71.6%、信用調査機関55.6%、主要取引先・顧客29.9%、従業員26.3%となっており、本稿における中小企業が、株主(所有者)＝経営者についてのみ検討していることから、株主を除外する。従って、東京商工リサーチの調査結果からは、中小企業の財務諸表の主要な利用者は債権者(取引先金融機関)及び信用調査機関といえる。ここで、信用調査機関は財務諸表によりインセンティブを受ける利害関係者であるが、信用調査機関が中小企業に対して直接的にインセンティブを提供することにはつながらない。また、調査結果から、金融機関、株主、主要取引先等に対しては別途財務諸表が提示されているため、信用調査機関は必ずしも必要ではない。従って、主要なプレイヤーからは信用調査機関は除外できると考えられるため、上記調査結果からは債権者のみが主要なプレイヤーに該当する。

次に、行政について検討する。中小企業については1章で確認した通り、わが国において非常に重要な地位を占めている。「主要行等向けの総合的な監督指針 平成27年6月」においても、「中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資する」とされており、中小企業の安定した企業経営がわが国の経済の発展と安定に大きな影響を与える。つまり、行政は直接財務諸表を利用するわけではないが、中小企業が財務会計を実施し安定経営を行うことが、わが国の行政にとって大きなインセンティブとなる。また行政は、中小企業庁を中心として、中小企業にとって多くのメリットのある政策が可能である。従って、行政は中小企業に対して安定したインセンティブを提供できるため、主要なプレイヤーに該当する。

第3節 財務会計を実施させるために

1節および2節において、中小企業が財務会計を実施するか否かについて、理論的にアプローチすることで、必要な要素を分析した。そこで、本節ではいかにして③式を成立させるかについて、各要素について検討する。

⁷⁷ 東京商工リサーチ(2007)より

1. $x - y$ の値の増加

「 $x-y$ 」の値の増加について検討する。まず、 x および y の定義を確認すると、 x は”業績が向上した場合に内的に発生する要因に起因する効用”を示し、 y は”業績が低下した場合に内的に発生する要因に起因する効用”を示している。効用は意思選択における順序構造を示していることから、この場合、個々の値に着目するのではなく、 x と y の値に従来以上の差が生じる方針に関する検討が、「 $x-y$ の値」の向上に結果的につながる。これは、企業業績の向上が企業にとって現状よりもメリットが高く、企業業績が低下した場合には企業にとって現状よりもデメリットが多くなることを意味している。ただし、このような利益の効用を現状以上に向上させ、損失の効用を現状以上に低下させる方は高額所得者にとってメリットの高い方針となる可能性が高い。例えば、累進課税制度の廃止等が考えられる。しかし、このような変化を社会的環境の構築や制度の策定によって変更することは、より貧富の差の拡大を促す傾向につながってしまい適切な検討とは言えない。

そこで、 x および y について、より詳細に検討する。 x は、”業績が向上した場合に内的に発生する要因に起因する効用”としたが、この効用の値は、財務会計に準じた会計を実施した場合と税務会計によってのみ会計処理を実施した場合では、本来は異なるはずである。 y についても同様である。従って、 x および y の値を下記の通り分解したモデルにて考察する。

業績向上時の効用 x を下記の通り分解

⇒ 財務会計を用いて業績が向上した場合の効用： X_u

⇒ 財務会計を用いずに業績が向上した場合の効用： X_d

業績低下時の効用 y を下記の通り分解

⇒ 財務会計を用いて業績が低下した場合の効用： Y_u

⇒ 財務会計を用いずに業績が低下した場合の効用： Y_d

次に、上記の分解した効用をもとに $u(P) \geq u(Q)$ を検討する。この場合、

$$u(P)' \geq u(Q)'$$

$$\Rightarrow u(P)' - u(Q)' \geq 0$$

$$\Rightarrow X_u \cdot p + Y_u \cdot (1-p) - AC + V_p - (X_d \cdot q + Y_d \cdot (1-q) + V_q) \geq 0 - \textcircled{3}'$$

と③式が③'式となる。ここで、③'の左辺の最大化を行う際の変数を、 X_u 、 X_d 、 Y_u 、 Y_d のみと仮定し、 p 、 q 、 AC 、 V_p 、 V_q を定数と仮定した場合を考える。この場合、

$$\textcircled{3}' \Rightarrow X_u \cdot p + Y_u \cdot (1-p) - X_d \cdot q - Y_d(1-q) \geq \text{Const} - \textcircled{4}$$

となる。ここでp、qは定数と仮定していることから、④式の左辺を最大化するために変数を検討することは、 $X_u + Y_u - (X_d + Y_d)$ を最大化するために変数を検討することと等しい。

ここで、 $X_u + Y_u - (X_d + Y_d)$ の最大化とは、財務会計を実施した場合に内的に発生する要因に起因する効用 $X_u + Y_u$ から、財務会計を実施しなかった場合に内的に発生する要因に起因する効用 $X_d + Y_d$ とに大きな差が生じることである。つまり、xおよびyを詳細に分析した場合のx-yの値の最大化とは、「”財務会計を実施することにより内的に発生する要因に起因する効用” - “財務会計を実施しなかったことにより内的に発生する要因に起因する効用”」の差異を最大化することといえる。

これは例えば、資産の増加につれて質の高い財務諸表により、より多くの利益が得られることによる効用の向上があげられる。5章1節2で論じたように、企業規模が大きくなることで利益等の増加を通じた企業の内的な効用が増加する。また、財務会計を実施することで安定した企業経営が可能となれば、企業規模が拡大することそのものが経営者にとっての効用となる。さらに、財務会計の必要性の認知を高めることにより、財務会計による利点を経営者が理解すれば、財務会計を行うことで定量的な企業実態の把握による安心感につながり効用が増加する。しかし、このためには財務会計による利点を経営者が把握していなければならないが、現状は非常に認知度が低い。従って、認知を高めるための外部的な施策を実施すべきである。なぜなら、4章2節で論じたように、内部的な効用のみでは会計コストに対する負の効用を上回ることは難しく、内部的な効用のみでは経営者は率先して財務会計に関する知識を習得しようとしなないためである。

合理的な方法には、一定の財務会計を実施している企業に対しては、繰越欠損金の繰越期間を延長する等がある。これは、中小企業経営者にとってはわかりやすく興味の高い施策でありつつ、財務会計によって企業体質が改善し、企業業績が向上すれば、国家として総合的には法人税の増加につながる事となる。このような、外的な施策は後に論じる V_p の増加にもつながる。

2. p-qの値の増加

「p-q」の値の増加について検討する。pおよびqの定義を確認すると、pは”財務会計を行った場合に業績が向上する確率”、qは”財務会計を行わなくとも企業業績が向上する確率”を示している。ここで、”p-q”を増加させるためにはpの値を増加させることお

よび、qの値を低下させることであるが、qの値を低下させることの検討とは”会計処理をしていない企業の業績を下げる”ための方策の検討であり、意図的に行うことは困難であり、かつ業績低下を促進することは社会政策的に見て合理的ではない。従ってここで検討すべきはpを増加させる方策となる。pを増加させることとは財務会計を行うことで企業業績の向上の確率が現状以上に上がることを意味する。

これは、企業単体で見れば、財務会計に準じた財務諸表及び作成時のデータから企業業績の向上が改善されることを意味しており、企業分析手法の改善やソフトウェアの改善等により達成されると考えられる。またこのような改善を通じて、財務会計と企業業績との関連性を経営者が強く意識することとなれば、経営者が財務会計をより効率的に企業業績に活用する意識が高まることによってpの値は大きくなる。従って、このような改善及びメリットを積極的に中小企業の経営者に啓蒙しなければならず、プレイヤーとして行政、債権者および会計専門家が積極的に実施しなければならない。

ただし、企業分析手法については、4章2節で論じた通り財務会計と管理会計の壁は非常に低くなっており、財務会計を実施することで管理会計による分析につながる事が明らかになっている。今後、研究が進み管理会計手法がより発達することで、ますます効率的に企業情報を分析する手法が開発されると考えられる。ただし、財務情報をもとに企業分析を行う行為にはコストが必要となる。つまり、業績向上のため企業分析が進むことによって会計コストの増加につながる。従って、企業分析手法と会計コストのトレードオフを解消するためのより効率的なプロセスを考案しつつ実施しなければならない。

また企業分析をサポートするソフトウェアについては、財務会計処理がクラウドコンピューティングにより行われる企業が増加しており、ソフトウェア制作会社に、多くの財務会計に関する知見が蓄積されるようになる。その結果、従来のデータマイニング等の分析手法に加え、ビッグデータ分析が行われることによって、より効率的なソフトウェアに進化すると考えられる。デジタルインファクトの第二回 クラウド型会計ソフトの利用動向調査⁷⁸によると、クラウド型の会計ソフト利用率は2014年の4.8%から2015年の10%と利用者が増加しており、ソフトウェア制作会社が、より効果的な分析が可能となる環境が成立しつつあるため、今後の発展は十分に見込めるといえる。

⁷⁸ <http://digitalinfact.com/press150805/> : 2016/7/8アクセス

3. V_p の増加および V_q の低下

V_p は財務会計を行うことによって外部事象に起因する効用であり、 V_q は財務会計を行わないことによって外部事象に起因する効用（負の効用）である。 V_p および V_q は定義の際に論じた通り $V_p \geq 0$ 、 $V_q \leq 0$ となる性質を有する。従って、中小企業の経営者に財務会計を実施させるためには、財務会計を実施した場合のインセンティブを高め、逆に実施していない企業に対してはマイナスのインセンティブを高めることによって、外部事象に起因した効用を高める必要がある。これには、4章3節で述べた連帯保証に関する啓蒙が最も有効であると考えられる。第三者の連帯保証および経営者の連帯保証は、中小企業経営者にとって、積極的な事業活動を行う上での障害となりかねない。また、心理的な負担も大きい。従って、本件について多くの経営者に認知させることによって、 V_p は確実に増加する。また、経営者保証に関するガイドライン⁷⁹の経営者の連帯保証の努力義務規定をさらに進めて、一定以上の財務会計が行われている場合かつ、十分に企業の財務健全性が確保されている場合には、原則、経営者の連帯保証を設定しないという方針とするのが望ましい。なぜなら、努力義務では実質的には適用されないのではないか？という懸念が残るが、義務化されれば経営者にとってのインセンティブが非常に高くなるため、財務会計の普及に大きな後押しとなる。ただし、債権者の保護の点からも、この場合の財務会計の基準と財務健全性は相当程度に高いものでなくてはならない。

4. ACの低下

ACは財務会計に準じた財務諸表を作成するために有する会計処理コストであり、会計処理コストが0になる場合は税務申告に準じた会計処理のみを行う場合を指す。本稿における中小企業の多くがこれに該当する。これに対し、財務会計コストは当然に0より大きい。従って様々な方法を用いて財務会計を行うためのコストを下げる必要がある。これは、p-qの項目で論じた、会計処理ソフトの革新が最も合理的で効果的である。従って、行政は会計ソフトの競争をより一層進める施策を打ち出すことも、間接的ではあるが非常に効果が高いと考えられる。また、財務会計の認知に合わせて、具体的な指導も行う必要がある。行政が実施したり、会計責任者にメリットを提示する方法があるが、いずれの場合に

⁷⁹ 2. 経営者保証の準則(3頁)で「経営者保証に依存しない融資の一層の促進が図られることが期待」されかつ、ガイドラインを「自発的に尊重され順守されることが期待されている」とされている。また、4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進(4~6頁)においては、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」が記載される等、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性の検討が求められている。

においても、中小企業に適用すべき「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は敷居の高いものではなく、多くのコストを要するものではないことを、経営者に理解してもらうことが重要である。その結果、4章1節で論じたように財務会計と会計コストに対する本質的な考え方ができれば、より積極的な財務会計の利用が期待できる。

本節では、1節で求めたモデルより考えられた要因に対し、2節で検討した財務会計を実施しない状況を踏まえ、改善すべき施策を検討した。その中で、今後実施すべき施策としては、大きく分けて、下記の3つであると考えられる。

- ① 財務会計のメリットの啓蒙
- ② 連帯保証に関する方針の改善
- ③ 会計ソフトの改善の後押し

そのため、主要なプレイヤーである行政は上記を推進するとともに、主要な債権者である銀行に対して、適切な財務会計を実施している企業に対する優遇等を実施していくことが必要であると考えられる。

おわりに

中小企業はわが国の経済を支える非常に重要な役割を果たしている。そのため、安定した企業経営が行われることが望ましい。その一助となるため、2005年には中小企業の会計に関する指針が、2012年には中小企業の会計に関する基本要領が策定されたものの、いまだ利用者は少なく、認知も十分ではない。また、中小企業はその多くが所有者と経営者が同一であることから、財務会計に対する外部的なインセンティブが低く、財務会計の利用は非常に低い。しかし、安定した企業経営には財務会計は必要不可欠であり、わが国の政策も中小企業の財務会計の普及を後押ししている。今後は、管理会計との敷居の低下や会計ソフトの発展により、ますます財務会計は有用なものとなる。従って、中小企業に対して財務会計の必要性と有用性を認知させ、広く普及させることが非常に重要である。

本稿では、中小企業に財務会計を普及させる手法を検討する上で、簡易な理論モデルを構築し、中小企業と財務会計の関係を確認している。理論モデルでは、内部的な正の効用や外部的な正の効用と会計処理を実施するための負の効用の関係性を明示することができ、施策によって具体的に検討すべき要因が抽出された。また、その要因から今後実施すべき施策を提示している。施策の中で最も重要なことは「財務会計の必要性と有用性をいかに広く認知させるか」であり、そのために経営者がわかりやすいメリットを提示したり、現在、実施されている様々な施策を正しく伝える必要がある。また、認知の際には適切な運用ができるよう一定の教育が必要である。そのためには、行政の積極的な活動はもちろんのこと、中小企業と関係性の高い会計専門家を巻き込んだ施策も有用である。今後も、様々なアプローチで、中小企業経営者に対して積極的な啓蒙活動が必要である。

参考文献リスト

- 安藤英義、田中建二、古賀智敏（編集）（2011）『体系現代会計学 企業会計と法制度』中央経済社。
- 伊藤邦雄（2016）『新・現代会計入門（第2版）』日本経済新聞出版社。
- 岩崎勇（2005）『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会。
- 上西左大信（2006）『「中小企業の会計に関する指針」と実務』税務経理協会。
- 江頭憲治郎（2006）『株式会社法』有斐閣。
- 太田康弘編著（2010）『分析的会計研究-企業会計のモデル分析-』中央経済社。
- 河崎照行（2015）『中小企業の会計制度』中央経済社。
- 櫛部幸子（2016）『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版。
- 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社。
- 斎藤静樹、徳賀芳弘（編集）（2011）『体系現代会計学 企業会計の基礎概念』中央経済社。
- 坂本孝司（2015）『中小企業の財務管理入門』中央経済社。
- 椎葉淳、高尾裕二、上枝正幸（2010）『会計ディスクロージャーの経済分析』同文館出版。
- 塚本隆敏（2003）『現代中国の中小企業-市場経済化と変革する経営』ミネルヴァ書房。
- Henry Mintzberg（2006）『MBAが会社を滅ぼす マネジャーの正しい育て方』日経BP社。
- 小樽商科大学ビジネススクール（2012）『MBAのためのビジネスプランニング（改訂版）』同文館出版。
- 中央経済社編（2009）『IFRS導入の論点』中央経済社。
- 青山英男、福田宏、湯瀬裕昭、武藤伸明、森勇治、鈴木竜太（1999）「中小企業の財務情報開示とエージェント情報システム」『経営と情報：静岡県立大学・経営情報学部/学報』第12巻1号、1-13頁。
- 足立純一（2013）「会計戦略と会計方針（特集 これからの会計戦略：企業経営からみた会計選択の意義）」『企業会計』第65巻2号、179-185頁。
- 安達巧（2011）「中小企業における公正妥当な会計の指針について」『尾道大学経済情報論集』第1巻2号、101-110頁。
- 新江孝、伊藤克容（2004）「経営戦略と管理会計の関係性に関する考察：「戦略的管理会

- 計」論の依拠する戦略概念』『原価計算研究』 第28巻2号、 1-11頁。
- 安藤英義(2006)「商法と会計：歴史から見る相互の関係」『横浜経営研究』 第26巻3/4号、 1-14頁。
- 安藤英義(2009)「IFRS導入と会計制度の展望」『企業会計』 第61巻5号、 18-24頁。
- 安楽城大作(2008)「日本経済における中小企業の役割と中小企業政策」『香川大学 経済政策研究』 第4号、 49-66頁。
- 伊崎義憲(1986)「言語ゲームとしての会計と会計行動のルール」『経営論集』 第26巻、 1-25頁。
- 猪股真(2014)「「非公開企業の事業承継問題」 ～ 特に中小企業における諸問題の考察～」『SBI大学院大学紀要』 2号、 130-142頁。
- 岩崎勇(2009)「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『経済学研究』 第76巻2/3号、 67-87頁。
- 上西左大信(2011)「中小企業会計の今後の展望（総特集 企業会計激動の時代を読む）-（わが国会計制度の将来展望）」『企業会計』 第63巻1号、 67-73頁。
- 上西左大信(2012)「中小企業の会計の質の向上-中小会計要領と同チェックリストの公表-」『税経通信』 第67巻6号、 154-160頁。
- 上野隆也(2014)「The Essentials 日本と韓国における中小企業会計の比較」『税経通信』 第69巻13号、 168-173頁
- 浦崎直浩(2015)「アカデミック・フォーサイト：一歩先行く学者の視点 米国中小企業会計におけるその他の包括的会計基準」『会計・監査ジャーナル』 第27巻2号、 68-74頁。
- 大下勇二(1990)「会計の写実性と言語ゲーム」『経営志林』 第26巻4号、 93-100頁。
- 大城建夫(2004)「中小企業会計基準の問題点と課題」『産業総合研究』 第12号、 47-58頁。
- 岡部勝成(2009)「中小企業会計指針の問題点」『経営教育研究』 第12号2巻、 59-69頁。
- 小栗崇資(2006)「社会科学としての会計学の位相--田中会計理論の検討」『東京経大会誌. 経営学』 250号、 81-102頁。
- 奥田真也(2007)「会計不正をどう防ぐのか--ゲーム理論からのアプローチ」『企業会計』 第59巻5号、 744-749頁。
- 小津稚加子(2009)「SME版IFRSの開発過程」『経済学研究』 第75巻5/6号、 65-78頁。
- 乙政正太(1996)「経営者による効率的な会計手続選択」『企業会計』 第48巻3号、 366-

372頁。

小野武美(2013)「企業の財務構造と会計戦略(特集 これからの会計戦略:企業経営からみた会計選択の意義)」『企業会計』65巻2号、173-178頁。

兼島政治(2012)「中小企業に必要な会計情報とは:『中小企業会計要領』の考え方を実現するためには」『税経通信』第67巻7号、194-199頁。

神森智(2010)「中小企業会計の概念フレームワーク:その必要性と試案」『松山大学論集』第21巻4号、293-314頁。

河崎照行(2003)「英国会社法の改革と中小会社会計基準(FRSSE)のゆくえ」『税経通信』第58巻15号、27-34頁。

河崎照行(2004)「中小会社会計基準の国際的動向」『企業会計』第56巻7号、117-124頁。

河崎照行(2009)「IFRSと中小企業の会計」『税経通信』第64巻14号、41-47頁。

河崎照行(2011a)「『中小企業の会計』の新展開-『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要」『税経通信』第66巻1号、39-46頁。

河崎照行(2011b)「IFRS導入と『中小企業の会計』のゆくえ」『企業会計』第63巻2号、4-10頁。

河崎照行(2011c)「英国の会計制度改革と中小企業版IFRS」『会計・監査ジャーナル』第234号、137-142頁。

河崎照行(2011d)「『中小企業の会計』の新展開」『税経通信』第66巻1号、39-46頁。

河崎照行(2012a)「『中小企業会計要領』の全体像と課題」『企業会計』第64巻10号、25-31頁。

河崎照行(2012b)「『日本における中小企業会計の現状と課題』」『甲南会計研究』第6号、1-9頁。

河崎照行(2013)「『中小企業の会計』と計算書類の信頼性保証」『税経通信』第68巻1号、35-41頁。

河崎照行(2013)「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』第68巻10号、17-21頁。

河崎照行他・研究グループ(2011)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」『国際会計研究学会年報』2011年度 第1号。

河崎照行(2013) 国際会計基準(IFRS)と中小企業会計(創立90周年記念特集号) -- (特別

- 寄稿 IFRSをめぐる) 『大分大学経済論集』 第65巻1号、 167-185頁。
- 河崎照行、伊藤邦雄、神森智[他](2014)「中小企業会計学会第1回全国大会 パネルディスカッション 中小企業会計の展望と課題 : 中小企業会計学会への役割期待」 『企業会計』 第66巻2号、 290-297頁。
- 河崎照行、池田公司、上野隆也[他](2012)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」 『国際会計研究学会年報』 2011年度1号、 91-102頁。
- 川西安喜(2011a)「コメント募集「非公開企業会計基準改善会議を設置する計画」」 『会計・監査ジャーナル』 第23巻12号、 35-40頁。
- 川西安喜(2011b)「非公開企業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」 『会計・監査ジャーナル』 第23巻4号、 105-110頁。
- 木下徳明(1998)「会計実務・会計方針の選択適用に係る問題点(その1)」 『企業会計』 第50巻7号、 1164-1167頁。
- 木下徳明(1998)「会計実務・会計方針の選択適用に係る問題点(その2)」 『企業会計』 第50巻8号、 1316-1320頁。
- 木下徳明(1998)「会計実務・会計方針の選択適用に係る問題点(その3)」 『企業会計』 第50巻9号、 1456-1460頁。
- 許霽(2006)「中国における小企業会計制度の展開」 『福山大学経済学論集』 第30巻1/2号、 273-289頁。
- 櫛部幸子(2012)「統一された中小企業会計指針策定への動き:中小企業の会計をめぐる3研究報告書の比較」 『関西学院商学研究』 第65号、 33-57頁。
- 櫛部幸子(2015)「日本・韓国・アメリカにおける中小企業会計基準策定の動向とその背景」 『国際会計研究学会年報』 2014年度 第1号、 85-99頁。
- 郡司健(2010)「ドイツ企業会計の国際化対応とIFRS導入 (IFRS導入とその影響、および国際会計研究の在り方) -- (西日本部会統一論題 IFRS導入と国際会計研究の在り方)」 『国際会計研究学会年報』 2010年度、 109-121頁。
- 高狭(2014)「日本経済における中小企業と政府の役割」 『商大ビジネスレビュー』 第3巻2号、 31-63頁。
- 胡丹(2012)「中国における中小企業会計2011についての一考察」 『経済科学』 第59巻4号、 115-127頁。
- 胡丹(2015)「中国における中小企業会計2014についての一考察」 『経済科学』 第62巻

第3号、 55-63頁。

小宮山満(2010)「中小企業の会計-今何が必要か・監査が根付く社会を-」『会計・監査ジャーナル』 第22巻12号、 2-4頁。

斎藤正章(1995)「管理会計論とゲーム理論的アプローチ」『放送大学研究年報』 第13巻、 55-60頁。

齊野純子(2014)「IFRSを基軸とするイギリス会計規制の概観」『關西大學商學論集』 第59巻3号、 41-55頁。

坂本孝司(2012)「経営に役立つ『中小企業会計要領』」『戦略経営者』 第27巻3号、 28-31頁。

坂本孝司(2012)「中小企業政策および金融政策における「中小会計要領」の意義」『企業会計』 第64巻10号、 46-51頁。

佐藤美佳(2010)「XBRLの中小企業における有効性」『電子情報通信学会技術研究報告. S WIM、 ソフトウェアインタプライズモデリング』 第110巻184号、 11-15頁。

澤邊紀生、吉永茂、市原勇一(2015)「管理会計は財務業績を向上させるのか? : 日本の中小企業における管理会計の経済的価値」『企業会計』 第67巻7号、 1009-1023頁。

潮崎智美(2008)「ドイツ会計制度改革の本質的特徴--IFRS導入との関連において」『国際会計研究学会年報』 2008年度、 35-47頁。

品川芳宣(2010)「中小企業会計の新たな展開」『税理』 第53巻15号、 163-170頁。

品川芳宣(2012)「「中小会計要領」の制定と中小企業会計の今後の方向」『税経通信』 第67巻5号、 7-23頁。

朱愷雯(2013)「中小企業会計と監査の効果に関する研究」『近畿大学商学論究』 第13巻1号、 45-60頁。

篠田朝也(2002)「会計制度の安定性と変化に関する進化ゲーム理論的検討--カタストロフ的变化のケースを素材として」『経済論叢』 第169巻1号、 69-86頁。

杉田宗久(2009)「IFRS導入の中小企業の会計・税務への影響」『企業会計』 第61巻5号、 68-72頁。

錢誠(2013)「中国における中小企業の資金調達についての一考察」『龍谷ビジネスレビュー』 No.14、 41-54頁。

染谷恭次郎(1991)「会計基準選択の社会経済的影響」『企業会計』 第43巻3号、 354-363頁。

- 高井大基(2009)「EUのIFRS採用と各国の対応」『企業会計』 第61巻1号、 75-83頁。
- 高木泰典(2010)「中小企業会計基準に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』 第53巻1号、 15-26頁。
- 竹下昌三(1963)「中小企業会計の機械化」『岡山商科短期大学論叢』 1963、 51-63頁。
- 武田隆二(2002)「論壇 中小企業の会計のあり方」『企業会計』 第54巻11号、 1572-1579頁。
- 太齋利幸(2013)「中小企業会計の新たな動き : 「中小企業会計指針」から「中小会計要領」へ」『SBI大学院大学紀要 1号』、 46-54頁。
- 田中信世(2009)「EUの中小企業の実態と役割」『季刊 国際貿易と投資』 Winter2009 No. 78、 45-57頁。
- 田中隆雄(2001)「論壇 低くなる管理会計と財務会計の壁--減損会計と事業部貸借対照表」『企業会計』 第53巻12号、 1668-1675頁。
- 都井清史(2005)「金融機関から融資を引き出す方法 (特別企画 中小企業会計指針による計算書類の作り方)」『税務弘報』 第53巻14号、 131-136頁。
- 寺本明輝(2009)「金融技術フロンティア 今こそ、求められるローンレビューの実践--中小企業の非財務情報に着目する」『信用保険月報』 第52巻1号、 22-28頁。
- 陶静(2014)「中国の小企業会計準則についての研究」『同志社商学』 第65巻4号、 405-420頁。
- 堂野崎融(2007)「中小会社の会計処理基準についての考察」『社会情報学研究』 第13巻、 57-73頁。
- 富塚嘉一(1989)「会計学におけるエージェンシー理論の展開とその方法論的意義」『三田商学研究』 第32巻5号、 136-147頁。
- 長岡勝美(2004)「中小企業会計基準の導入支援」『税務弘報』 第52巻14号、 60-66頁。
- 長岡勝美(2005)「会計参与導入の有利・不利 (特別企画 中小企業会計指針による計算書類の作り方)」『税務弘報』 第53巻14号、 107-112頁。
- 野津和彦(2006)「信用保証研究 中小企業会計企業を対象とした保証」『信用保証』 第111号、 44-51頁。
- 長谷川忠一(1956)「中小企業會計の特質」『駒澤大學研究紀要』 14号、 237-251頁。
- 浜田和樹(2010)「企業間管理へのゲーム論的考察と管理会計」『ビジネス&アカウンティングレビュー』 第6号、 67-81頁。

- 万代勝信(2012)「『中小会計要領』と『中小会計指針』の棲み分けの必要性」『企業会計』第64巻10号、32-39頁。
- 平賀正剛(2009)「中小企業のためのIFRSに関する一考察(2)-発展途上国からのコメント・レターの分析を中心に-」『経営管理研究所紀要』第16号、41-51頁。
- 藤井一郎(2013)「経営革新企業の金融機関に対する抵抗感について」『日本経営診断学会論集』第13号、44-49頁。
- 藤川義雄(2011)「中小企業向けIFRSの概要と特徴」『京都学園大学経済学部論集』第20巻2号、33-42頁。
- 牧戸孝郎、長谷理恵子(1999)「中小企業における「経営者マインド」と業績」『企業会計』第51巻5号、849-856頁。
- 眞崎昭彦(2006)「わが国におけるCSR(企業の社会的責任)の現状と課題--企業業績とCSRの関係を中心に」『高崎経済大学論集』48巻4号、157-170頁。
- 間下聡(2006)「中小企業の会計に関する指針の内容と導入の意義・影響」『信金中金月報』第5巻1号、68-82頁。
- 間島進吾(2009)「IFRS導入の意義と課題」『企業会計』第61巻8号、18-25頁。
- 増田信宏、田中弘(2014)「中小企業会計に関する一考察-中小企業の会計に関する基本要領導入を契機として-」『商経論叢』第49巻2-3号、169-192頁。
- 水谷覚(2006)「エイジェンシー関係に関する会計実験についての研究ノート:会計情報と性格特性情報とを用いた意思決定ゲームによる実験」『京都マネジメント・レビュー』10、77-98頁。
- 宮城勉(2011)「中小企業の健全な発展に向けた会計のあり方」『企業会計』第63巻1号、51-55頁。
- 宮口定雄、品川芳宣、弥永真生(2002)「座談会 中小企業会計基準をめぐって-中小企業庁「研究会報告書」をもとに」『税務弘報』第50巻10号、160-175頁。
- 村本孜(2007)「中小企業の知的資産経営--非財務情報の評価を定着させる信用保証制度の必要性」『信用保険月報』第50巻11号、2-7頁。
- 森川八洲男(1992)「会計方法選択権と財務諸表の有用性(ディスクロージャー制度の現代的課題<特集>)」『企業会計』第44巻1号、38-44頁。
- 安井尚之(2005)「視点 中小企業の財務情報からの経営実態の把握と改善の方向性--地域金融機関の現場から」『企業診断』第52巻6号、95-98頁。

- 山下壽文(2012)「わが国の中小企業会計基準の展開：「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって」『佐賀大学経済論集』 第45巻4号、49-72頁。
- 山田俊一(2005)「税法一辺倒から脱却できるのか 中小企業会計指針の概要と影響」『企業実務』 第44巻12号、43-47頁。
- 弥永真生(2002)「商法の計算規定と中小企業会計」『税研』 第18巻2号、16-21頁。
- 弥永真生(2012)「「中小会計要領」の会社法における位置づけ」『企業会計』 第64巻10号、40-45頁。
- 山本繁(1986)「中小企業会計の研究：記帳・記録保存制度を中心に」『三田商学研究』 29巻5号、10-24頁。
- 横田明紀、坂本恒之(2012)「中小企業におけるクラウドコンピューティングの役割に関する考察」『経営情報学会 全国研究発表大会要旨集』 第2012f号、307-310頁。
- 葭田英人(2005)「小規模会社の会計法制と監査制度」『琉大法學』 73号、167-187頁。
- 劉丹(2012)「「小企業会計準則」(公開草案)にみる中国の小企業会計の動向」『国際会計研究学会年報』 2011年度1号、77-90頁。
- 渡邊圭(2015)「我が国における中小企業の性質と中小企業会計基準に関する研究」『CUC policy studies review』 39、3-15頁。
- 中小企業庁(2009)「平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業報告書」。
- 中小企業庁(2010a)「諸外国における会計制度の概要 平成22年9月」。
- 中小企業庁(2010b)「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書 平成22年9月」。
- 中小企業庁(2011a)「中小企業の会計に関する検討会 第1回ワーキンググループ 議事要旨」。
- 中小企業庁(2011b)「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業報告書」。
- 中小企業庁(2011c)「中小企業白書 2011年版」。
- 中小企業庁(2012)「中小企業の会計に関する基本要領」平成24年2月1日版。
- 中小企業庁(2013a)「経営者保証に関するガイドライン」。
- 中小企業庁(2013b)「信用保証協会が行う中小企業の会計処理による割引制度の見直し」。
- 中小企業庁(2013c)「平成 24 年度中小企業の会計に関する実態調査事業報告書」。
- 中小企業庁(2014a)「中小企業会計要領に取り組む 事例65選」。
- 中小企業庁(2014b)「中小企業白書 2014年版」

中小企業庁(2015a)「平成 26 年度中小企業の会計に関する実態調査事業報告書」。

中小企業庁(2015b)「中小企業の会計に関する検討会 第16回 ワーキンググループ 議事要旨」。

中小企業庁(2015c)「中小企業白書 2015年版」。

金融庁(2009)「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」。

金融庁(2010)「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」。

金融庁(2012)「報道発表資料 平成24年3月27日「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について」。

金融庁(2015a)「「金融検査マニュアル 平成27年4月」別表における注意事項」。

金融庁(2015b)「主要行等向けの総合的な監督指針 平成27年6月」。

経済産業省(2010)「平成22年度海外の中小企業・中小企業政策調査に関する委託事業 報告書」。

経済産業省(2013)「平成24年度 諸外国における中小企業の会計制度に関する調査研究事業 調査報告書」。

経済産業省(2014)「中小企業庁委託事業「平成26年度 中小企業における会計の実態調査事業報告書」」。

中小企業の会計に関する検討会(2012)「中小企業の会計に関する基本要領 平成24年2月1日」。

みずほ総合研究所(2005)「みずほりポート CSR(企業の社会的責任)は普及するか」2005年。

中小企業基盤整備機構(2007)「中小企業のための知的資産経営マニュアル」。

東京商工リサーチ(2007)「中小企業の資金調達環境に関する実態調査(2007年11月)」。

デュッセルドルフ日本商工会議所(2009)「ドイツにおける現地法人(GmbH)設立の手引き」。

企業会計基準委員会(2010)「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」。

中小企業の会計に関する検討会(2012)「中小企業の会計に関する基本要領 平成24年2月1日」。

日本商工会議所(2013)「経営者保証に関するガイドラインQ&A」。

経営者保証に関するガイドライン研究会(2013)「経営者保証に関するガイドライン 平成25年12月」。

大分県商工労働部経営金融支援室、大分県中小企業再生支援協議会、中小企業再生支援全国本部(2013)「中小企業再生支援セミナー 平成25年7月29日」。

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(2015)「中小企業の会計に関する指針(平成27年4月21日改正)」。

デジタルインファクト(2015)「第二回 クラウド型会計ソフトの利用動向調査」。

IASB(2009)「IFRS for SMEs in Japanese 2009」。

IASB(2014)「IFRS for SMEs Fact Sheet 2014.8」。

EU SME Centre(2005)「The new SME definition」。

Larry. E. Greiner(1972)「Evolution and revolution as organizations grow」Harvard Business Review July-August、1972。

中小企業基本法。